法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-06

高齢者農家の経済分析 ： 「農家経済調査報告」などの組替え集計による

小林, 謙一 / KOBAYASHI, Kenichi

(出版者 / Publisher)
法政大学経済学部学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
経済志林 / The Hosei University Economic Review
(巻 / Volume)
48
(号 / Number)
3
(開始ページ / Start Page)
195
(終了ページ / End Page)
246
(発行年 / Year)
1980-12-25
(URL)
https://doi.org/10.15002/00008400

高齢者農家の経済分析

——「農家経済調査報告」などの組替え集計による——

小林謙一

目次

一　課題
二　考察
1　高齢者農家と高齢者の就業形態
2　世帯員構成と就業形態
3　自家農業労働時間と高齢者の比率
4　耕地の利用状況と貸付・作業委託
5　農業固定資本と経営集約度
6　農業収入構成と農業所得率
7　農業純生産と労働・固定資本生産性
8　農家総所得とその構成
9　家計費の水準とその構成
三　総括

一　課　題

日本農業は、今日、実にさまざまな課題を背負っている。それはとくに高度成長の低成長への転換によってますます重荷になってきつつある。というのは、低成長への転換によって食料をはじめ農産物への需要の増加が顕著に鈍化してきているにもかかわらず、全体として農業生産は増加傾向を辿り、その結果、米をはじめとする過剰生産が一層激しくなってきているからである。その増産要因は、政策要因も含めていろいろ考えられるが、これもまた低成長への転換によって規定された農業労働力や農地の減少などの鈍化がここでは重要だろう。したがって、現段階の日本農業は、農産物の需給を均衡させるために農業生産を調整しなければならないわけだが、それはかならずしも減産調整だけを意味しない。なぜなら、米などのようにすでにその需要の価格弾力性が低下してしまっている農産物は別としても、多くの青果物や畜産物などのように需要の拡大する可能性の大きい農産物のばあいは、その価格さえ低下させればその需要は増大するだろうからである。

もちろん農産物の価格を安定的に低下させるのは生産側だけの調整では不可能だが、少なくても今日の日本農業に要請される生産調整は単なる減産調整ではなく、より低価格での安定供給が可能になるような増産調整を含む生産構造の調整＝再編成でなければならないのである。こうした農産物の低価格による安定供給は、新しい次元で農産物の需給関係を回復させるだけでなく、現代のインフレーションの緩和に寄与すると同時に、これまでにも問われてきた農産物の国際競争力を回復し食料などの自給力を向上させることにも寄与するであろう。それでは、そのような農業生産構造の再編成はいかにすれば可能なのか。それには、当面、これまで農業生産の新しい中核となってきた大型小農を中心として、第二種兼業農家などとして存在している多数の過小農を組織していく以外にないだ

ろう。そうした生産などの組織化は、賃借権などの農地利用権の流動化や農業労働の分業化・組織化などとして展開するだろう。もちろんそれにはさまざまな困難がともなうが、低成長への転換による青年などの労働力の還流や後継者の確保の増大をはじめ、農地の減少の鈍化などが、このような農業構造の再編成に寄与しないはずはないのである。

他方、日本社会は、今日、急激な勢いで高齢化社会に移行しつつある。そのなかで将来は都市労働者の高齢化が増大するが、当面は高齢者の農業などの自営業・零細企業への潜在的推積がつづいている。とくに農家における高齢者の推積は早くから進んでおり、その結果、すでに一九七五年の「国勢調査」によれば六五歳以上の高齢者が存在する世帯は、人口集中地区＝都市ではまだ一七％程度だったのに対し、非人口集中地区＝農村では三〇％にも達していたのである。また、六五歳以上人口を一五～六四歳のいわゆる生産年齢人口で除した老年人口比率でみると、高度成長の初期には農家のそれと全国平均とではあまり差がなかったのに二〇年あまりのあいだに二五％ちかく対一五％以下くらいにも拡大している。さらに、一九七九年の「農業調査」によって農家世帯員として把握された男女計二、一九六万人のうち、五五歳以上のいわゆる高齢者[1]は五九四万人、二七％を数え、都市とは異なり農家ではいわば初老層や中老層よりも高老層が多く、六五歳以上が三三〇万人、一五％にも達しているのである。

（1）　高齢者をいかに規定するかは実はそれ自体が一つの研究課題であるが、ここでは五五～六四歳をその対象とする現行の雇用・失業政策と六〇歳から減額支給、六五歳から完全支給が開始される厚生年金政策などを前提としたに過ぎない（拙著『日本の雇用問題』第三、四章、より具体的には拙稿「高齢化による職業・生活変動」本誌、七九年三月をみよ）。

このように日本の農家には高齢者がとくに多く、たとえば厚生年金の支給がはじまる六〇歳以上の人口は全体で一九八〇年には一、四六〇万人ほど存在すると推定されるが、実にその三〇％以上が農家で生活している、とみる

ことができる。こうした高齢者のうち、より高老層ほど就業からの引退者が多く、彼らを社会的にいかに扶養するかが問題になるだろう。それに対し初老層ほど労働能力を維持している高齢者が多く、その労働能力を社会的にいかに活動させるかが問題になる。実はこのように高齢者の労働能力に適切な活動の機会を確保することは、単に高齢化社会において扶養される高齢者を減少させると同時にその扶養力を増大させる意味があるだけでなく、高齢者の労働能力のみならず、肉体的・精神的な健康を保持する最良の方法でもある。ところが、現実には客観的にも労働能力を喪失しはじめ、かつ主体的にも就業からの引退を欲求する高齢者が、十分な生活保障がえられないという理由だけで不適切な労働条件のもとでも就業せざるをえないような状況に置かれているのであり、ここに今日の社会問題が存在するのである。

いずれにせよ、日本の農村・農家はすでに長いこと、それなりにこうした高齢者を扶養したりその就業機会を確保したりしてきた。それゆえにこそ日本の高齢者問題は、これまでそれほど大きな社会問題とならなかったのだ、とさえいいうる。それでは、農村・農家の高齢者たちはいかに扶養され、あるいはその就業機会がいかに保障されてきたのか、となると、その実態は不思議なことにこれまで十分に解明されてこなかった。(2) そのこと自体が農村・農家の高齢者問題が潜在化した事実のなによりの証拠だろう。そうした状況のなかで、一九八〇年に公表された『農業白書』は、前述のような高齢者のうち農業に就業している農家について、はじめて若干の考察を試みている。実はその『白書』の作成にはわたくしも参画したのだが、農林水産省の「農業調査」(七九年一月)と「農家経済調査」(七八年度)の組替え集計によって、都府県の農家世帯員のうち年間六〇日以上の農業従事者が六〇歳以上の高齢者だけである農家を抽出し、それに若干の分析を加えたのである。

(2) たとえば早くから東北農村の早老などは実証的に研究されてきたが、近年は若干の調査のほか研究としてはきわめて少

ない（さしあたり井上和衛「高齢者農業世帯の増加と農地移動の可能性」、『農業協同組合』八〇年八月号、同「農業の変貌と高齢労働」、下山房雄編『高齢化社会の労働生涯』所収などをみよ）。

それによれば、つぎのことがあきらかにされた。(1)前述のような高齢者農家はのちにもみるように都府県で五五万戸（全農家数の一二％）も存在し、その大部分は年間一五〇日以上農業に従事するいわゆる農業専従者を持たず、七〇％以上が農業所得を兼業所得が上回る第二種の兼業農家となっている。(2)それでもこうした高齢者農家は都府県の経営耕地面積や農業粗生産額や米生産額の一〇％内外を占めており、なかには「高齢者による肉牛の少頭数飼育や高齢者の経験と労働力を活用した自給野菜づくりなどの事例もみられる」、(3)家計上、兼業所得や年金への依存が高いが、農業所得も七四万円に達し、一定の地位を占めている、しかし前述のような農業専従者のいない農家では農業所得は恩給・年金などの給付とほぼ同等の地位に止まっている、(4)その農業生産は稲作に強く傾斜し、野菜などをはじめ自給生産の比重が大きい、(5)こうした高齢者農家の存在は高齢者自身の「老後の生きがい、健康の維持あるいは……就業機会の確保の面で重要な意味がある」、また第二種兼業農家とともに「農業生産の維持や地域社会の安定の面において一定の役割を果たしている」が、「技術、体力等の制約から……漸次、後継者あるいは他の専業的農家への経営の移譲や農業経営の縮小の方向に向かうものとみられる」というのである。

もちろんこうした高齢者農家の帰趨については、今後の農政の展開を含めて前述のような農業構造の再編成の動向だけでなく、今後の年金保障や雇用・失業の動向によっても異なってくるだろう。本稿では、こうした展望の前提として現状の高齢者農家についてより立ち入った実証分析を加えるが、あらかじめ農業部門における高齢者の就業についてみておくと、およそつぎのとおりである。まず「労働力調査」によると、男子六〇歳以上の高齢就業者は全体で三二〇万人ほどを数えるが、そのなかで男子の農林業主はほぼ七〇万人、二三％に達している[3]。そして、

こうした自営業主はその大部分が高齢者としての生活保障が不十分であり、なかば強制されつつ不十分な条件のもとで農業などに就業している、と考えられる。ただし、高齢就業者中のウェイトは今後しだいに縮小していくだろう。というのは、現在の高齢者よりも低齢の高齢予備軍はより雇用労働者化しており、農林業主のウェイトが小さく、こうした就業構造のいわば履歴効果が今後もかなり発揮されるだろうからである。しかし、そのばあいつぎのような高齢労働者の還流にも注意しなければならないだろう。というのは、近年の低成長への転換による雇用調整や定年退職者の増大や就職難などという状況[4]のなかで、前掲『農業白書』によれば職業移動の流出入を差し引きした結果、男女六〇歳以上の農業従事者の増加は最近五年間で年平均九千人ちかくにも達しており、このような還流によっても農業労働力の高齢化が激化しつつあるからである。こうした状況のもとで、『経済白書』八〇年刊も注目するような農業専従者そのものの高齢化が、大規模に進んでいるのである。

(3)(4) さしあたり前掲、拙著『日本の雇用問題』第二、三章をみよ。

このような高齢農業者や高齢者農家の増加は、冒頭で触れた農業構造の再編成にいかなる影響をあたえるか、今後大きな問題となる。本稿はそうした問題の展望の前提として前述のような高齢者農家の経済分析を試みるが、その主要な資料は、前掲『白書』が行った「農業調査」組替え集計のほかに、独自にわたくしが設計した「農家経済調査」組替え集計の結果である。そしてその主要な項目はつぎのとおりである。(1)まず高齢者農家の世帯員規模と男女・年齢階層別構成、自家農業や兼業への就業形態、(2)つぎに高齢者農家の農業生産について、(i)自家農業労働、(ii)耕地利用、(iii)農業固定資本、(iv)それらの結合状況とそれぞれの生産性、(v)農業収入とその農産物構成、(3)最後に高齢者農家の総所得の水準と構成、家計消費の水準と構成など。これらの考察によって、前述のような問題を展望する基礎的根拠がえられるだろう。

ただし本稿が分析する集計結果には、つぎのような難点があることもあらかじめ断っておかなければならない。

第一に、前述のように年間六〇日以上の農業従事者が六〇歳以上の高齢者だけという農家を「農家経済調査」の都府県個表から拾い出すと表1のように三五二戸を数えるに過ぎず、サンプル数として非常に限られている。さきに触れたように「農業調査」の結果では一〇％以上抽出されてもよいはずだから、「農家経済調査」のサムプルサイズが全体で一万戸ちかく数えることを考えると、サムプルの偏りは明瞭である。第二に、本稿では主として経営耕地規模・経済地帯・高齢者の農業従事類型別に分析するが、その対象は表1のように分布している。まず経営耕地規模別には、のちに表5で示すように高齢者農家の分布はとくに〇・七ha未満層のウェイトが大きいが、表1の分布は中・大規模農家にかなり偏っている。経済地帯[5]別分布は六〇年に行われた区分が見直されていないため正確な確認はできないが、おそらく近郊農村などの比重が現実より小さくなっているに相違ない。さらに高齢者の農業従事類型別には、九〇％が年間一五〇日以上農業に従事するいわゆる専従者のいない農家であるが、表1のサムプルでは三〇％も専従型となっており、あきらかに年間六〇～一四九日の農業従事に止まるいわゆる補助者の類型のウェイトは過小になっている。これらの偏りは全体の平均値を算出するばあいに現実の分布に即して調整することもできるが、本稿では「農家経済調査」の流儀にならって未調整に止めてお

表1　集計農家の経営耕地規模・地帯別戸数

(戸)

地　帯	近郊農村	平地農村	農山村	山　村	不　明	計
0.5ha未満	24	16	28	11	2	81
0.5～0.7	19	21	21	7	—	68
0.7～1.0	23	38	28	5	6	100
1.0～1.5	21	20	17	5	—	63
1.5～2.0	10	5	10	1	—	26
2.0～	1	10	2	—	1	14
計	98	110	106	29	9	352

農林水産省「農家経済調査」1978年度，組替え集計による。

いた。第三は、以下の資料が七八年度という単年度のそれでしかないことにともなう難点である。

(5) この区分は、六〇年に市町村を単位としてほぼつぎのような基準にもとづいて農林省が行なったものである。近郊農村（第二次産業就業人口率二〇％以上、農家率三〇％以下）、平地農村（耕地率三〇％以上、林野率五〇％以下）、農山村（耕地率一〇～三〇％、林野率五〇～八〇％）、山村（耕地一〇％以下、林野率八〇％以上）。

われわれの課題からすれば時系列の動態分析が試みられるべきだろうが、本稿は静態的な構造分析に止まっている。だが、それにしても年々の変動が大きい農家経済の分析は何年間かのデータをプールすべきだろうが、ここでは集計作業の制約から単年度の分析に限定せざるをえなかった。そこで七八年度の農家経済について多少コメントしておこう。前掲『白書』によれば、(1)七八年度の日本経済は石油ショック後五年目ではじめて内需主導型の景気回復が実現したが、[6] 食料消費などの増加は依然として低迷しており、主要な農産物の需給状況はなお緩和基調がつづいていた。(2)ただし、気象災害などから青果物は減産し、農産物総合の生産者価格指数は四％以上も上昇したが、畜産物の生産者価格は低下し、米価や豚価などにかかわる行政価格は据え置きか小幅な上昇に抑制された。(3)それらのため、農業収入そのものの増加は前年度を下回ったが、農業用資材価格の下落などによって農業支出は小幅な増加に止まったため、農業所得は前年度より二％増加した。(4)兼業所得は、その雇用が比較的安定している職員俸給・給料はほぼ一般賃金並みの上昇を示したが、臨時賃金は低迷し、全体とすれば八％ちかくの増加を示したものの前年度の増加率を下回った。しかし、被贈扶助などの所得は年金や水田利用再編奨励補助金などの増額によりかなりの増大をみせた。(5)こうして農家総所得の増加率は前年度より小さかったが、七・五％の増加を示し、そのもとで家計消費も堅調な増加を示した。そのなかで、魚介・肉・卵・乳を中心とした食料費、光熱費、雑費が堅調に推移し、回復の遅れていた家財・家具類や被服費が比較的大きな増加をみせた。したがって、七八年度はいわゆる安定成長状況の特質を反映すると同時に、農家経済全体とすればある程度良好な状態にあった、とみてよい。

(6) それまでの経済動向については、拙稿「日本経済の転換と雇用・生活保障」、平和経済計画会議『国民の経済白書』七八年版、総論をみよ。

二　考　察

1　高齢者農家と高齢者の就業形態

高齢者農家の分析に入るに先立って、六〇歳以上の高齢者が扶養されたり就業したりしている農家の分布をみておこう。それを専兼業別に示したのが表2である。それによると、全国の農家四七四万戸のうち、実にその六七%を占める、つまり三戸に二戸の三一八万戸に達しており、とくに専業農家をはじめ、第一種兼業農家、そのなかでも出稼ぎ・臨時雇用や自営兼業の兼業農家において比較的多くなっている。さらに六五歳以上の高齢者がいる農家は五三%、つまり二戸に一戸の割合となり、ここでも専業農家をはじめ第一種兼業農家で比較的高率となっており、比較的低率の第二種兼業農家でも自営兼業ではかなり高くなっている。

これをもってしてもいかに農家が高齢化社会の中核に存在するかがあきらかになるが、つぎに年間六〇日以上の農業従事者が六〇歳以上の高齢者だけの農家を取り出してみると、表3のとおり全国では五六万戸、一二%を数

表2　専兼業別高齢者のいる農家数

(千戸，%)

専兼業	60歳以上	うち65歳以上
総数	3,181 (67.1)	2,532 (53.4)
専業	461 (77.6)	379 (63.9)
第1種兼業	578 (68.5)	472 (55.9)
恒常的勤務	262 (66.6)	213 (54.0)
出稼・臨時雇	263 (70.1)	215 (57.5)
自営兼業	53 (70.8)	43 (58.2)
第2種兼業	2,142 (64.9)	1,681 (50.9)
恒常的勤務	1,428 (64.5)	1,114 (50.3)
出稼・臨時雇	299 (61.7)	234 (48.4)
自営兼業	415 (69.0)	333 (55.3)

農林水産省「農業調査」1979年，組替え集計による。カッコ内は全国専兼業別農家総数に対するパーセントを示す。

え、とくに専業農家では二〇%にも達している。だが、第一種兼業農家は比較的少なく、むしろ高齢者そのものの存在が少なかった第二種兼業農家において比較的多くなっている。したがって高齢者農家は、一方で高齢者には兼業機会が恵まれぬがゆえに専業農家として存在すると同時に、他方では主要な就業者が脱農化している第二種兼業農家としても多数存在するのである。もっとも年間六〇日以上の農業従事者が六〇歳以上の高齢者だけとはいっても、六〇日未満の農業従事者なら大部分の高齢者農家において高齢者以外の農業従事者として存在するのであり、本当に農業従事者は高齢者だけという純粋の高齢者農家は、表示したとおり専業農家以外にはきわめて少数の存在でしかない。さらに、高齢者農家のうち高齢者が年間一五〇日以上も農業に従事している農家はより少なく、専業農家を中心として多少存在するに止まっている。

したがって高齢者農家の大部分は高齢者の農業従事が年間六〇～一四九日程度の補助型に過ぎず、しかもそれらの高齢者は他の就業者とともに家族的に一世帯を構成しているのである。それらの諸点は、本稿が対象とする都府県の農家のばあいも同

表3　専兼業・高齢者農業従事類型別農家数

(千戸, %)

専兼業	農業従事総数		うち専従者
	総数	60歳以上のみ	総数
総数	560.3 (11.8)	150.4 (3.2)	58.4 (1.2)
専業	117.4 (19.8)	104.2 (17.5)	39.2 (6.6)
第1種兼業	37.5 (4.5)	14.5 (1.7)	6.5 (0.8)
恒常的勤務	17.2 (4.4)	0.8 (0.2)	0.4 (0.1)
出稼・臨時雇	15.3 (4.1)	10.3 (2.8)	4.7 (1.3)
自営兼業	5.0 (6.7)	3.5 (4.7)	1.4 (1.9)
第2種兼業	405.5 (12.8)	31.7 (1.0)	5.3 (0.2)
恒常的勤務	297.1 (13.4)	9.6 (0.4)	2.4 (0.1)
出稼・臨時雇	38.8 (8.0)	12.0 (2.5)	1.3 (0.3)
自営兼業	69.6 (11.6)	10.1 (1.7)	1.5 (0.3)

前表と同じによる。

様である。そのことを経営耕地規模別に確かめておくと、つぎのとおりである。

まず表4によって、高齢者が扶養されたり就業したりしている農家の分布からみていこう。はじめに六〇歳以上の高齢者のいる農家の比率をみると、それほど大きな差異はないが、一ha未満層と五ha以上層では七〇%を割り、比較的低くなっているのに対し、一・五～三ha層では七三～七四%に達し、比較的高くなっている。さらに前述のようにとくに農家において多い六五歳以上に限ってみると、やはり一・五～三ha層では六〇%を超え、比較的高率なのに対し、他の上・下層では六〇%未満に止まっている。したがって高齢者の存在は中間層の農家においてより顕著なのに反して、年間六〇日以上農業に従事している高齢者農家の分布はむしろ上・下層においてより顕著になっている。ということは、中間層では高齢者を扶養している農家がより多く、零細・大型農家の両極では高齢者が就業している農家がより多いことを意味する。

つぎに高齢者農家の分布を示した表5によると、都府県の高齢者農家五五万戸は農家総数の一二%を占めているが、一ha未満層と五ha以上層では一二%を上回っているのに対し、その中間層ではそれを下回っており、とくに一・五～三ha層ではいちじるしく低率に止まっている。さらに前述と同様に、純粋の高齢者農家や農業専従型に限定すれば、一ha未満層などを別として、一%以下のきわめて少数の存在でしかない。こうした高齢者をめぐる家族的構成が純粋型の孤独や専従型の過労などの形で顕在化する農家の高

表4　経営耕地規模別高齢者のいる農家数

（千戸，%）

耕地規模	60歳以上	うち65歳以上
総数	3,104 (67.3)	2,472 (53.6)
0.5ha未満	1,202 (64.0)	930 (49.6)
0.5～0.7	447 (67.1)	352 (52.8)
0.7～1.0	478 (67.8)	383 (54.2)
1.0～1.5	486 (70.4)	397 (57.6)
1.5～2.0	244 (72.8)	203 (60.5)
2.0～2.5	121 (72.7)	100 (60.3)
2.5～3.0	60 (74.3)	50 (62.3)
3.0～5.0	59 (71.8)	49 (59.8)
5.0～	9 (63.8)	7 (52.9)

前表と同じによる。ただしカッコ内は都府県耕地規模別農家総数に対するパーセントを示す。

齢者問題を潜在化させたり緩和させたりしているのである。いずれにせよ高齢者農家は、一部の大規模農家を別として九〇%ちかくまでが一ha未満の零細農家によって占められており、都府県の経営耕地規模別構成全体と比較してきわめて零細規模に集中している。都府県全体では〇・五ha未満層と〇・五～一ha層は四一%と三〇%を占めるのに対し、高齢者農家では五〇%と三六%にも及んでおり、一ha以上層の合計は都府県の二九%に対し一四%に止まっている。とくに二ha以上の大規模農家は七〇年前後までの増大が鈍化してきたとはいえ、まだ三ha以上層では比較的いちじるしい伸びをみており、その構成比も七・四%に達するのに対し、高齢者農家では二・六%に止まっているのである。

以上で、いかに高齢者農家が零細農家、したがってまた第二種兼業農家などに多いかがわかったが、つづいて高齢者自身に目を転じ、全国の農家の高齢者がいかに就業しているかどうかをみておこう。農家の一六歳以上の世帯員八三五万人について男女・年齢階層別にそれぞれの就業形態を示すと、表6のとおりである。それによると、高齢者も六五歳以上になると非就業率がき

表5　経営耕地規模・高齢者農業従事類型別農家数

(千戸，%)

耕地規模	農業従事総数		うち専従者
	総数	60歳以上のみ	総数
総数	552.1〔100.0〕(12.0)	145.7 (3.2)	56.0 (1.2)
0.5ha未満	278.5〔 50.4〕(14.8)	82.7 (4.4)	19.4 (1.0)
0.5～0.7	106.6〔 19.3〕(16.0)	27.2 (4.1)	13.6 (2.0)
0.7～1.0	90.1〔 16.3〕(12.8)	19.7 (2.8)	11.9 (1.7)
1.0～1.5	57.6〔 10.4〕(8.4)	11.9 (1.7)	7.7 (1.1)
1.5～2.0	13.0〔 2.4〕(3.9)	2.7 (0.8)	2.2 (0.7)
2.0～2.5	4.5〔 0.8〕(2.7)	0.8 (0.5)	0.6 (0.4)
2.5～3.0	1.0〔 0.2〕(1.2)	0.4 (0.5)	0.3 (0.4)
3.0～5.0	6.9〔 1.3〕(8.4)	0.2 (0.2)	0.1 (0.1)
5.0～	1.9〔 0.3〕(13.7)	0.1 (0.7)	0.1 (0.7)

前表と同じにより，大カッコ内は規模別構成比を示す。

わめて高く、一六～一九歳の非就業率には及ばないが、男で三〇％以上、女では五〇％以上にも達している。それに比較して五〇～六四歳の就業率はまだかなり高いが、六〇歳以上になると自家農業だけの就業がきわめて多くなり、兼業が主である男の六〇歳未満や女の中・青年層とはいちじるしいコントラストを示している。このように、これから分析の対象とする六〇歳以上の高齢者はその大部分が自家農業だけに就業しており、それはとくに女子のばあい顕著なように労働力の需給両面でその兼業化が制限されていることを意味するだろう。

2　世帯員構成と就業形態

これまでの一般的考察を前提として、高齢者農家の経済分析に入っていくが、まず基礎的な人的側面から解明するために、高齢者農家の世帯員構成からみていこう。表7によれば、高齢者農家の一戸あたり世帯員規模の平均は四・二八人に止まっており、都府県平均の四・四八人を多少下回っている。一般に高齢者のいる世帯といえば、いわゆる核世帯員に高齢者のいる三

表6　農家16歳以上世帯員の男女・年齢階層別就業形態

(%)

男女・就業状態	男					女				
	自家農業だけ	自家農業とともに		他の仕事だけ	非就業	自家農業だけ	自家農業とともに		他の仕事だけ	非就業
		自家農業が主	他の仕事が主				自家農業が主	他の仕事が主		
16～19歳	12.4	0.4	7.3	10.1	69.7	6.1	0.1	2.2	12.9	78.7
20～24	8.7	2.7	42.6	34.3	11.6	10.6	0.5	15.7	56.5	16.8
25～29	8.8	4.4	57.8	26.8	2.2	32.2	1.4	22.2	28.3	16.0
30～34	10.0	5.6	66.2	17.1	1.1	42.0	3.6	29.9	14.6	10.4
35～39	12.7	8.2	67.1	10.8	1.2	42.8	7.8	37.4	7.6	4.4
40～49	16.2	12.3	64.7	5.6	1.2	46.1	9.0	39.1	3.6	2.3
50～59	25.1	12.7	56.0	4.1	2.2	62.6	5.1	24.8	2.2	5.4
60～64	45.2	8.9	37.3	3.0	5.6	69.8	2.0	11.5	1.9	14.7
65	50.0	3.3	12.3	2.4	32.0	39.9	0.5	2.9	1.1	55.5
平　均	23.2	7.3	45.7	10.7	13.2	42.5	3.7	20.5	10.4	22.9

農林水産省「農業調査報告」全国，79年により，各年齢階層別世帯員総数を100.0とするパーセントを示す。

世代の比較的多数の世帯を想定するだろうが、高齢者が就業している世帯ではむしろ逆に比較的少人数になっている。それは都府県平均に比較して、六〇歳以上の世帯員が二倍以上にも達しているのをはじめ一五歳未満層も多少多い反面で、一五～五九歳層がそれ以上に少ないからにほかならない。なにゆえ一五～五九歳層が少ないのかは直接知ることはできない。しかし、一五～五九歳層に多い他出家族員は、他出率の高い二ha以上層を別とすればむしろ都府県平均を下回っているから、さしあたり世帯員の流出よりももともと二ha以上層以外ではこの年齢層の世帯員が少なかったことやそのようなライフサイクル上の一過程にあることにおもな理由があったのだろう。さらにまた、表示した他出家族というのは両方の送金によって結ばれている家族だから、そした結合の切れた他出家族が多いのかも知れない。いずれにせよ、青壮年を中心とした一五～五九歳層のより少ないことが高齢者の就業を必然化している、とみることができる。

いずれにせよ、高齢者農家では男女あわせて六〇歳以上が一戸平均一・七五人にも達し、都府県平均の〇・八九人を大きく上回り、世帯員全体の四〇%にも達している。耕地規模別には〇・七

表7　経営耕地規模別高齢者農家の世帯員数

(人, %)

男女・年齢など	世帯員総数(月平均)	男 15歳未満	男 15～59歳	男 60歳以上	女 15歳未満	女 15～59歳	女 60歳以上	男女・60歳以上	他出家族員
0.5ha未満	3.89	0.52	0.59	0.86	0.27	0.79	0.86	1.72(44.2)	0.25(6.4)
0.5～0.7	4.29	0.55	0.69	0.84	0.49	0.87	0.80	1.64(38.2)	0.19(4.4)
0.7～1.0	4.13	0.42	0.66	0.96	0.40	0.86	0.85	1.81(43.8)	0.19(4.6)
1.0～1.5	4.64	0.52	0.78	0.97	0.56	0.89	0.87	1.84(39.7)	0.25(5.4)
1.5～2.0	4.67	0.46	0.85	0.96	0.46	1.08	0.85	1.81(38.8)	0.12(2.6)
2.0～	5.32	0.79	0.93	0.93	0.64	1.36	0.64	1.57(29.5)	0.57(10.7)
平均	4.28	0.50	0.70	0.91	0.43	0.89	0.84	1.75(40.9)	0.22(5.1)
都府県平均	4.48	0.43	1.31	0.39	0.41	1.44	0.50	0.89(19.9)	0.31(6.9)

表1と同じにより，カッコ内は世帯員総数に対するパーセントを示す。ここで世帯員というのは，1カ月平均15日以上在住し，生計をともにした家族と同居人である。

〜二・〇haでとくに多人数となっているが、世帯員全体に対する比率ではより零細規模で比較的高くなる傾向がみられる。これを経済地帯・農業従事類型別にみると、表8のとおりである。それによれば、まず顕著に他出率の高い山村を別として、高齢者が補助者として農業に従事するタイプよりも専従者として従事するタイプの方が高齢者数がより多く、かつ世帯員全体に対する高齢者比率もより高くなり、農山村では五〇%以上にも達している。そして山村の補助型を別として山村より平地農村、とくに近郊農村において高齢者数がより多いが、高齢者比率はより低くなっている。というのは、高齢者数がより多くなる以上に大規模農家の多い平地や近郊の世帯員数がより多くなっているからにほかならない。これは耕地規模がより大きいほど世帯員規模が大きくなるのと同様に、山村より平地とくに近郊ほど人口扶養力が大きいことを示している。それは山村より平地とくに近郊ほど他出家族員の比率が低い事実にも反映している。逆にいえば、近郊や平地に比して農山村とくに山村ほど農家としての人口の扶養力が小さいうえに地元に労働市場などが恵まれぬゆえに家族員の他出がより多くなっていることを示している。さらに専従・補助別には、近郊

表8　地帯・農業従事類型別高齢者農家の世帯員数

（人，%）

男女・年齢など		世帯員総数（月平均）	男 15歳未満	男 15〜59歳	男 60歳以上	女 15歳未満	女 15〜59歳	女 60歳以上	男女・60歳以上	他出家族員
近郊農村	補助	4.77	0.70	0.83	0.83	0.41	1.07	0.89	1.72(36.1)	0.16(3.4)
	専従	4.18	0.57	0.57	1.07	0.36	0.75	0.86	1.93(46.2)	0.04(1.0)
平地農村	補助	4.37	0.53	0.66	0.95	0.49	1.01	0.74	1.69(38.7)	0.24(5.5)
	専従	4.01	0.36	0.67	0.94	0.36	0.75	0.94	1.88(46.9)	0.25(6.2)
農山村	補助	4.07	0.39	0.67	0.83	0.51	0.82	0.82	1.65(40.5)	0.14(3.4)
	専従	3.65	0.35	0.47	1.03	0.26	0.62	0.85	1.88(51.5)	0.26(7.1)
山村	補助	4.73	0.40	0.96	0.92	0.60	0.96	0.88	1.88(39.8)	0.40(8.5)
	専従	2.50	—	0.25	1.00	—	0.25	0.75	1.75(70.0)	1.00(40.0)

前表と同じにより，カッコ内は世帯員総数に対するパーセントを示す。

を例外として専従型ほど他出率が高くなっており、この事実は他出率が高いから高齢者が農業に専従しているのか、あるいは後者が他出を規定しているのか、いずれにせよそうした相互規定の関係をも示している。

こうした世帯員がいかに就業しているかをみると、それはつぎのとおりである。まず表9によると、自家農業をはじめとする就業者数は一戸平均二・六人を数え、都府県平均の二・五人を多少上回っている。したがって、高齢者農家では世帯員が比較的少ない割に就業者がより多いのであり、それだけ世帯員の就業率がより高くなっているのである。とくに耕地規模別には、一ha前後においてもっとも高く、六〇%を上回っており、一・五ha以上とくに〇・五ha未満ではより低くなっている。このように一ha前後をピークとして中間層において多就業化がもっとも進んでいるのは、自営兼業、臨時賃労働、職員勤務の兼業者が中間層においてより多いためでもあるが、それ以上に中間層では自家農業の就業者が多くなっているためである。そして中間層において前述のように高齢者がもっとも多人数になっている事実とも対応する、とみてよい。

表9　経営耕地規模別高齢者農家の就業形態

（人，%）

就業形態	就業者総数	自家農業	自営兼業	臨時賃労働	短期出稼ぎ	恒常的賃労働	職員勤務	兼業就業比率	総就業率
0.5ha未満	2.13	1.06	0.09	0.14	—	0.46	0.38	50.2	54.8
0.5〜0.7	2.60	1.22	0.15	0.22	—	0.47	0.54	53.1	60.6
0.7〜1.0	2.69	1.32	0.11	0.19	—	0.69	0.38	50.9	65.1
1.0〜1.5	2.91	1.48	0.03	0.29	—	0.63	0.48	49.1	62.7
1.5〜2.0	2.65	1.31	—	0.19	0.08	0.65	0.42	50.6	56.8
2.0〜	3.14	1.36	0.07	0.21	—	1.07	0.43	56.7	59.0
平　均	2.60	1.27	0.09	0.20	0.01	0.60	0.43	51.2	60.8
都府県平均	2.51	1.08	0.10	0.27	—	0.55	0.51	57.0	56.0

前表と同じにより，兼業就業比率は就業者総数に対する，総就業率は世帯員総数に対するパーセントを示す。ここで就業者というのは，前掲「農業調査」とは異なり，年間60日以上労働した就業者に限られており，就業形態の区分はもっとも従事日数の多いことを基準としている。

このように、おそらく高齢者を中心とした自家農業従事者が中間層をはじめ多数就業しており、都府県平均の自家農業就業者は一戸平均一・〇八人であるのに対し高齢者農家では一・二七人を数えている。しかし、逆に兼業就業者は一・三三人に止まっており、都府県平均の一・四三人を下回っており、就業者の兼業率も都府県平均の五七％に対し五一％のようにより低くなっている。とくに都府県平均に比して職員勤務をはじめ恒常的賃労働において兼業者が少なくなっており、そうした安定的な兼業への就業に制約がある反面で、多くの高齢者が自家農業をはじめ自営兼業や臨時賃労働に就業している事実を示唆している。こうした就業形態を経済地帯・農業従事類型別にみると表10のとおりである。それによると、自家農業への就業者は専従型においてより多く、とくに近郊農村において多数を数えている。その反面、兼業者は補助型でより多く、兼業比率も五〇％以上に達し、とくに近郊・平地農村の兼業機会に恵まれた補助型では六〇％ちかくにも達している。そして兼業形態では、臨時賃労働はとくに近郊と山村の補助型、恒常的賃働は平地の両型と農山村の補助型、および職員勤務は近郊の両型においてそれぞれ多くなっている。こうした兼業

表10　地帯・農業従事類型別高齢者農家の就業形態

（人，％）

就業形態		就業者総数	自家農業	自営兼業	臨時賃労働	短期出稼ぎ	恒常的賃労働	職員勤務	兼業就業比率	総就業率
都市近郊	補助	2.65	1.11	0.11	0.33	—	0.47	0.63	58.1	55.6
	専従	2.72	1.71	0.04	0.11	—	0.43	0.43	37.1	65.1
平地農村	補助	2.60	1.07	0.14	0.23	0.03	0.72	0.41	58.8	59.5
	専従	2.94	1.64	—	0.14	—	0.83	0.33	44.2	73.3
農山村	補助	2.50	1.11	0.11	0.15	—	0.71	0.42	55.6	61.4
	専従	2.53	1.65	—	0.09	—	0.38	0.41	34.8	69.3
山村	補助	2.56	1.20	0.16	0.32	—	0.52	0.36	53.1	54.1
	専従	1.50	1.25	—	—	—	—	0.25	16.7	60.0

前表と同じにより，兼業就業比率は就業者総数に対する，総就業率は世帯員総数に対するパーセントを示す。

は、すでにみた自家農業への就業における両型の差異をかならずしも相殺するものではなく、その結果とくに平地農村と農山村の専従型の多就業化がきわめていちじるしくなっており、就業率が七〇%前後にも達しているのである。

このように高齢者農家では世帯員規模がより小さく、高齢化している割には就業者が多く、かなり顕著な多就業化を示している。それはとくに中間層や平地・農山村の専従型でいちじるしかったが、そのなかには経済的にかなり強制された、高齢者にとって無理な就業も予想されるのである。

3　自家農業労働時間と高齢者の比率

すでに高齢者農家はおそらく高齢者を中心とする多数の農業就業者を擁している事実をみたが、その就業状態を年間の自家農業労働時間でみると、つぎのとおりである。まず耕地規模別に示した表11によると、高齢者農家では一戸平均一、八〇〇時間程度に止まっているのに対し都府県平均では一、九〇〇時間を上回っており、高齢者の多い農業就業の限界を示している。そこで自家農業労働時間に占める高齢者のシェアをみると、都府県平均ではわずかに二〇%に止まっているのに対し実に八〇%をも上回っており、きわめて大きな差異をみせてい

表11　経営耕地規模別高齢者農家の自家農業労働時間

（時間，%）

時間構成	労働時間合計	うち60歳以上（男女計）	うち60歳以上（男）	自家農業就業者1人あたりの労働時間
0.5ha 未満	1,255	1,106 (88.1)	547 (43.6)	1,184
0.5～0.7	1,652	1,376 (83.3)	796 (48.2)	1,354
0.7～1.0	1,972	1,687 (85.6)	1,025 (52.0)	1,494
1.0～1.5	2,309	1,913 (82.9)	1,127 (48.8)	1,560
1.5～2.0	2,295	1,694 (73.8)	1,139 (49.6)	1,752
2.0～	1,954	1,396 (71.4)	942 (48.2)	1,437
平　均	1,832	1,523 (83.1)	923 (50.4)	1,443
都府県平均	1,954	396 (20.3)	236 (12.1)	1,809

前表と同じにより，カッコ内は労働時間合計に対するパーセントを示す。労働時間には作業現場までのいわば通勤時間を含み，昼食・休憩時間は含まない。

る。耕地規模別には零細規模ほど高齢者比率が高まる傾向にあり、とくに〇・五ha未満では九〇％ちかくにも達している。しかし男子だけの高齢者に限ると、その比率は〇・七～一haの五〇％以上をピークとして中間層においてより高くなっている。したがって、零細農家では同じ高齢者でも女子の比率がより高くなっており、一・五ha以上が二〇％を多少上回るのに対し〇・五ha未満では四五％にも達しているのである。

このように高齢者農家における自家農業労働はきわめて大幅に高齢者に依存しているがゆえに、農業就業者一人あたりの労働時間は制限されざるをえないだろう。さきの表9、10の自家農業就業者だけが農業に従事しているわけではないが、かりにさきの主要な自家農業就業者だけで自家農業労働時間を負担するとなると、都府県平均では一人あたり年間一、八一〇時間程度に達するのに対して高齢者農家では一、四四〇時間ほどに止まっており、高齢者への依存の限界が明確に示されている。しかしながら、一・五～二haでは、一、七五〇時間にも達しており、高齢者にも相当重い負担になっている、と推察される。年間一、八〇〇時間といえば、一日七時間で二六〇日ほどの就業日数を数えることになるが、その水準に近いということは相当大きな労働量であることが理解できるだろう。それに対し一人あたりの労働時間が一、二〇〇時間足らずに止まっている〇・五ha未満では、一日六時間で二〇〇日程度の水準に過ぎないのである。だが、高齢者にとってはそれでも重い負担になっているかも知れないのである。

このような自家農業労働時間を地帯・農業従事類型別にみると、表12のとおりである。まず一戸あたりの時間総数は両型でいちじるしく異なっており、補助型では一、三〇〇時間台に過ぎないのに対し専従型のうち山村を別として三、〇〇〇時間前後にも及んでおり、近郊農村でもっとも長時間化している。さらに高齢者の比率も、補助型では八〇％を割っているのに対し専従型では九〇％内外にも達しており、やはり近郊において最高になっている。高齢者のうち男子に限っても、専従型では五〇％を優に超えているのに対し補助型では五〇％を下回るか、せいぜ

い五〇%ほどに止まっている。しかし、この程度の差であるがゆえに高齢者全体の比率の差を十分に埋めえない。ということは、両型では高齢者のうち女子の比率にも差があることを意味するが、しかし専従型でも女子の比率が補助型のそれを上回るのは近郊と平地であり、農山村と山村では男子における両型の差がかなり大きいために女子では補助型のシェアの方がより大きくなっているのである。さらに農業就業者一人あたりの労働時間をみても、近郊をはじめ平地・農山村の専従型では一、七〇〇～一、九〇〇時間にも達しており、相当長時間化している。

4　耕地の利用状況と貸付・作業委託

すでにみたように、高齢者農家は自家農業労働時間の大部分が男子を中心とした高齢者に依存しており、その依存度は男子だけでは中間層において高いが、全体ではとくに零細農家、近郊などの専従型において高くなっていた。それらは農家生産にとって主体的な契機であるが、経営耕地と農機具などは客体的な生産手段に相当する。そこでつづいて耕地の利用状況に目を転じてみよう。

まず表13によれば、高齢者農家の平均的な経営耕地規模は八八アールに止まっており、都府県平均九七アールを下回っている。それ

表12　地帯・農業従事類型別高齢者農家の自家労働時間

(時間，%)

時間構成		労働時間合計	うち60歳以上(男女計)	うち60歳以上(男)	自家農業就業者1人あたり労働時間
近郊農村	補助	1,311	1,036 (79.0)	641 (48.9)	1,181
	専従	3,266	2,983 (91.3)	1,843 (56.4)	1,910
平地農村	補助	1,371	1,063 (77.5)	688 (50.2)	1,281
	専従	2,873	2,577 (89.7)	1,540 (53.6)	1,752
農山村	補助	1,335	1,049 (78.6)	568 (42.6)	1,203
	専従	3,041	2,655 (87.3)	1,615 (53.1)	1,843
山村	補助	1,395	1,033 (74.1)	580 (41.6)	1,163
	専従	2,068	1,780 (86.1)	1,228 (59.4)	1,424

前表と同じによる。

は、「農業調査」の組替え集計でみたとおり零細農家への集中がよりいちじるしい事実からも推察されたところである。こうした経営耕地規模の差より以上に作付延面積の差の方が大きくなっており、したがって経営面積に対する作付面積の比率、すなわち耕地利用率は都府県平均の一〇三％に対して九九％に止まっている。これはのちにみる農産物構成・作付体系も反映しており、耕地規模別には〇・七～一ha層をピークとしてわずかの差ではあるが、中間層において耕地利用率がより高くなっている。こうした耕地利用の差異はさきの農業労働時間の差異とある程度まで相関しているに相違ない。つまり、一～一・五haで最長時間に達していたわけだが、中間層においてより多い農業労働の投下が〇・七～一ha層で耕地利用率が最高になるような作付体系を構成しているのである。

さらに所有耕地の利用について注目されるのは、一・五～二ha層の一五アールをピークとして耕地が貸付けられている事実である。だが、〇・五ha未満と二ha未満の貸付耕地はきわめて零細なので、高齢者農家全体とすれば都府県平均の貸付耕地をわずかに上回るに過ぎない。しかし、より狭小な経営耕地に対する貸付率は七・五％に達し、都府県平均の六・七％をある程度上回っている。さらに経営耕地規模

表13　経営耕地規模別高齢者農家の耕地利用形態

（アール，％）

利用形態	経営耕地面積	作付延面積	耕地利用率	貸付耕地面積	貸付耕地面積率	作業委託面積	作業委託面積率
0.5ha未満	35.9	35.1	97.8	3.9	10.9	7.9	22.0
0.5～0.7	59.6	59.3	99.5	6.3	10.6	11.8	19.8
0.7～1.0	85.1	85.5	100.5	7.2	8.5	11.5	13.5
1.0～1.5	122.1	120.0	97.8	6.8	5.5	25.0	20.4
1.5～2.0	169.3	167.2	98.8	14.8	8.7	—	—
2.0～	251.9	244.1	96.9	2.7	1.1	3.6	1.4
平　均	88.1 〔91.1〕	87.4 〔87.8〕	99.2 〔96.3〕	6.6 〔101.5〕	7.5 〔111.9〕	12.0 〔84.5〕	13.6 〔92.5〕
都府県平均	96.7	99.6	103.0	6.5	6.7	14.2	14.7

前表と同じにより，大カッコ内は都府県平均に対するパーセントを示す。

別の貸付率は零細農家ほど高くなっており、〇・七ha未満では一〇%にも達している。ということは、零細農家において大きい女子などの高齢者への依存による耕作の限界も示しているのだろう。こうした状況は作業委託の面積比率にも認められる。もっとも作業委託面積は一～一・五ha層において二五アールにも達しており、その面積比率も〇・五ha未満層についで高くなっているが、概して零細農家ほどより高率に達する、とみてよいだろう。ただし作業委託はさきの耕地貸付とは反対にむしろ都府県平均を下回っており、おそらく需給両面からなんらかの理由でより未発達な状況にあるのである。

つづいて地帯・農業従事類型別に耕地の利用をみると、表14のとおりである。まず経営耕地の規模は、平地でやや逆転しているのを別とすれば、専従型の方がより大規模になっている。さらに作付耕地の利用率も、専従型ではいずれの地帯でも一〇〇%を超えており、補助型を明確に上回り、農産物構成・作付体系の差異を示している。つぎに貸付耕地率をみると、平地農村では逆転しているが、他の地帯では補助型の方がより高くなっており、とくに農山村の補助型では一〇%に達している。また作業委託面積率でも、平地では逆だが、他の地帯では補助型においてより高率になっており、とくに耕地の狭小な山村の

表14　地帯・農業従事類型別高齢者農家の耕地利用形態

（アール，%）

利用形態		経営耕地面積	作付延面積	耕地利用率	貸付耕地面積	貸付耕地面積率	作業委託面積	作業委託面積率
都市近郊	補助	79.4	76.8	96.7	7.0	8.8	4.6	5.8
	専従	102.4	103.7	101.3	8.8	8.6	—	—
平地農村	補助	100.8	99.2	98.4	6.0	6.0	17.5	17.4
	専従	95.7	98.1	102.5	6.4	6.7	29.0	30.3
農山村	補助	79.5	79.6	100.1	8.3	10.4	11.1	14.0
	専従	91.7	94.5	103.1	7.2	7.9	11.1	12.1
山村	補助	65.6	62.0	94.5	2.2	3.4	14.8	22.6
	専従	88.5	92.3	104.3	—	—	—	—

補助型では、平村の補助型には及ばないが、二〇％以上にも達している。こうした貸付や作業委託の状況はいずれも自家農業労働の投下の規模とも相関しているとみてよい。平地のばあいはいずれも両型で逆転していたが、平地の専従型では他の専従型より労働時間が少なくなっており、そのことと耕地の利用率がより低いこととは密接に関連している、とみてよいだろう。こうした労働投下状況との関係だけでなく、それぞれの地帯における耕地の貸借や作業の受委託の発達そのものにも規定されているのはいうまでもない。これらのうち、作業委託はどういう効果を持つのか、即断しかねるが、少なくとも所有耕地の貸付は前掲『白書』も期待するような生産構造の再編成に寄与することになるだろう。

5　農業固定資本と経営集約度

つづいて耕地以外の生産手段について、とくに耕地と同様に労働手段として機能する固定資本の投下額についてみておこう。それを経営耕地規模にみると表15のとおりである。まず耕地以外の農業固定資本は、〇・五ha未満層では一〇〇万円を下回っているが、耕地規模の拡大につれて増額する。しかし高齢者農家平均とすれば零細農家が多いだけに都府県平均の二〇〇万円ちかくに対

表15　経営耕地面積別高齢者農家の農業固定資本と農業労働

（千円，％，時間）

固定資本・労働	農業固定資本額	うち農機具	農業固定資本1,000円あたり農業労働時間	経営耕地10aあたり農業固定資本	経営耕地10aあたり農業労働時間
	千円	千円	時	千円	時
0.5ha未満	881.5	192.9（21.9）	1.4	22.6	349.6
0.5～0.7	1,005.6	337.3（33.5）	1.6	16.9	277.2
0.7～1.0	1,555.1	534.4（34.4）	1.3	18.3	231.7
1.0～1.5	2,000.6	832.4（41.6）	1.2	16.3	188.2
1.5～2.0	3,700.3	1,318.1（35.6）	0.6	21.9	135.6
2.0～	2,947.4	1,679.9（57.0）	0.7	11.7	77.6
平　均	1,587.5〔80.6〕	574.5（36.2）〔95.4〕	1.2〔120.0〕	18.0〔88.2〕	207.9〔102.9〕
都府県平均	1,969.7	602.3（30.6）	1.0	20.4	202.1

前表と同じにより，カッコ内は固定資本に対する農機具，大カッコ内は都府県平均に対するパーセントを示す。

し一六〇万円足らずに止まっている。しかも二ha以上層は一・五～二ha層を下回り、三〇〇万円以下に止まっている。これらを農業生産の中核となっている基幹男子農業専従者のいる農家の五〇〇万円に比較すれば、高齢者農家の上層における劣位は明瞭だろう。すでに触れたように固定資本の耕地規模別平均では上層で逆転がみられたが、固定資本のうち農機具に限れば、その価値額は耕地規模の拡大につれて増大しており、前述のような反転はみられない。というのは、二ha以上層ではのちにみるように稲作に偏向している農機具を中心とした固定資本の投下が行われているのに対し一・五～二ha層では例えば青果物・畜産用の建物や動植物などの固定資本がより多いことを示しているのだろう。農機具投下額の固定資本額に対する比率は概して零細規模ほど低くなるが、平均的には都府県平均より高くなっている。ということは、高齢者農家のばあいとくに稲作に傾斜していることに対応して稲作中心に発達してきた農機具への投資が比較的大規模となっているが、農機具以外の固定資産への投資は小規模になっているのだろう。

このような農業固定資本の投下は農業労働量との関係からみれば、いかなる状況にあるか。表15は農業固定資本千円あたりの自家農業労働時間数を算出した結果だが、それによれば高齢者農家の平均は一・二時間に達し、都府県平均を二〇％も上回っている。ということは、高齢者農家の農業経営がそれだけ固定資本粗放的であり労働集約化している事実を意味するだろう。とはいえ、一・五ha以上では一時間を割っているのに反して、零細規模では一時間を優に超えており、いちじるしく労働集約化している。こうした投下労働量との関係を経営耕地一〇アールあたりでみると、まず高齢者農家平均では二〇〇時間以上に達しているが、都府県平均との差異はきわめて小さい。したがって経営耕地に対して極度に労働集約化しているとはいえないが、零細規模では三〇〇時間前後にも及んでおり、農業固定資本に対する労働集約度より以上の大きな規模差をみせている。

以上のような資本と労働の投下状況を地帯・農業従事類型別にみると、表16のとおりである。それによると、(1)農業固定資本額は山村では逆転しているが、補助型よりも専従型において多額となっており、近郊農村と農山村では相当の差を示している。それに比して平地農村では小差に止まっており、専従型のそれは近郊とくに農山村の専従型に比較してかなり劣位を示している。(2)それらのうち農機具の占める比率をみると、平地の補助型をはじめとしてとくに稲作に傾斜している補助型の方が専従型を上回っており、山村を別とすれば補助型において固定資本が少額の割には農機具の投資が多額な反面、農機具以外の建物や動植物などの固定資産への投資が比較的少額に止まっている事実を物語っている。(3)このような農業固定資本と農業労働との関係は、固定資本が多額にのぼる農山村の専従型は別として、前述のように農業労働の投下がより多量化している専従型の方が明確に労働集約化しており、かなり〃裸の労働〃が投入されている状況をみることができる。(4)このような両型の開きは経営耕地一〇アールあたり農業労働時間の長短により鮮明な形であらわれている。もっとも山村の専従型のばあいは労働時間があまり長くなっていないので補

表16　地帯・農業従事類型別高齢者農家の農業固定資本と農業労働

（千円，%，時間）

固定資本・労働		農業固定資本額	うち農機具	農業固定資本1,000円農業労働時間	経営耕地10a農業固定資本	経営耕地10a農業労働時間
		千円	千円	時	千円	時
近郊農村	補助	1,356.1	530.7 (39.1)	1.0	17.1	165.1
	専従	2,078.3	612.0 (29.5)	1.6	20.3	318.9
平地農村	補助	1,600.4	729.3 (45.6)	0.9	15.9	136.0
	専従	1,711.3	598.2 (35.0)	1.7	17.9	300.2
農山村	補助	1,377.2	593.9 (43.1)	1.0	17.3	167.9
	専従	2,521.3	484.3 (19.2)	1.2	27.5	331.6
山村	補助	1,321.2	458.4 (34.7)	1.1	20.1	212.7
	専従	1,235.3	356.8 (28.9)	1.7	14.0	233.7

前表と同じによる。

助型との差は小さいが、他の地帯では二倍かそれ以上もの差を示している。もちろん、このような専従型における労働集約化とはいっても、一〇アールあたりの固定資本額では山村以外は補助型のそれを上回っている。こうした資本・労働投下の効果が実は問題なのであって、のちに考察するようにこれだけで経済的に過剰投下とは規定できないだろう。

6　農業収入構成と農業所得率

これらの労働手段のほか、労働対象にも考察を加えねばならないが、それは省略するとして、以上のような零細農家やとくに専従型において象徴的な労働集約化のもとで高齢者農家はいかに農業収入をあげているか。それは表17のとおりだが、(1)まず収入総額は経営耕地規模が拡大するにつれてきわめて顕著な増大を示し、大きな規模開差をみせている。だが、零細規模が支配的な高齢者農家の農業収入平均はほぼ一五〇万円という比較的少額に止まっており、都府県平均の六六%でしかない。(2)ただし、稲・加工品、雑穀・豆類、鶏卵では大差なく、野菜や果実や鶏卵以外の畜産などでは都府県の半分以下に止まっている。このように稲や雑穀や鶏卵に傾斜しているということは、現物自給の比率が高いことを裏書きしている。と

表17　経営耕地規模別高齢者農家の農業収入構成(1)

(千円，%)

収入種類	総数	稲・加工品	雑穀・豆類	野菜	鶏卵	その他	生産現物家計消費分	農業所得率
0.5ha未満	745.7	223.4	18.8	81.4	150.1	272.0	136.6(18.3)	40.0
0.5～0.7	1,003.8	482.2	14.6	89.6	51.8	365.6	170.7(17.0)	43.4
0.7～1.0	1,344.6	679.4	33.3	190.8	1.1	440.0	182.1(13.5)	52.3
1.0～1.5	2,220.8	1,147.1	40.4	239.6	227.6	566.1	222.0(10.0)	50.8
1.5～2.0	2,741.7	1,549.6	46.8	63.6	4.0	1,077.7	221.7(8.1)	47.9
2.0～	3,796.8	3,167.2	13.9	85.7	4.9	525.1	259.0(6.8)	59.6
平　均	1,498.5 〔66.4〕	783.2 〔94.5〕	27.8 〔82.7〕	141.2 〔40.5〕	86.1 〔93.8〕	460.2 〔48.2〕	182.6(12.2) 〔96.5〕	49.5
都府県平均	2,256.9	828.5	33.6	348.2	91.8	954.8	189.3(8.4)	50.3

前表と同じにより，農業所得率とカッコ内は農業収入総額に対するパーセントを示す。

いっても、高齢者農家の平均では一二％でしかなく、都府県を多少上回っているに過ぎない。ただし、零細規模ほど生産現物の家計消費分のウェイトがより大きく、二〇％ちかくにも達しており、自給生産の性格がかなり強くなっている。(3)さらに、こうした農業収入をあげるためにいかに農業経営費が支出されているかを考察すべきだが、それは省略してここでは収支の結果として形成される農業所得の農業収入に対する比率、つまり所得率をみると、それはつぎのとおりである。高齢者農家の平均ではほぼ五〇％に達しており、都府県平均と同等の水準に達している。だが、零細規模では四〇％程度に過ぎず、六〇％ちかくに達する二ha以上層とのあいだにある程度の開差を示している。大体耕地規模の増大に対応して所得率は向上する、とみてよいが、一～一・五haとくに一・五～二haでは五〇％内外に止まっており、零細規模ほどではないが、のちにも考察するとおりやや過剰投資の傾向を示している。

それについては農業生産構成の質的差異からも解明されなくてはならないが、それはつぎの表18の農業収入構成からある程度推察することができるだろう。それによると、すでに触れておいたとおり高齢者農家の稲・雑穀・鶏卵への傾斜はきわめて顕著であり、稲だけでも五〇％以上に及び、都府県平均をかなり上回っている。そして、このような伝統的な農産物に

表18　経営耕地規模別高齢者農家の農業収入構成(2)

(%)

収入種類	総　額	稲・加工品	雑穀・豆類	野　菜	鶏　卵	その他
0.5ha未満	100.0	30.0	2.5	10.9	20.1	36.5
0.5～0.7	100.0	48.0	1.5	8.9	5.2	36.4
0.7～1.0	100.0	50.5	2.5	14.2	0.0	32.7
1.0～1.5	100.0	51.7	1.8	10.8	10.2	25.5
1.5～2.0	100.0	56.5	1.7	2.3	0.0	39.3
2.0～	100.0	83.4	0.4	2.3	0.1	13.8
平　均	100.0	52.3	1.9	9.4	5.7	30.7
都府県平均	100.0	36.7	1.5	15.4	4.1	42.3

前表と同じによる。

大きく依存している反面、野菜や果実や畜産などの〝選択的拡大〟の主要な対象となっている農産物のウェイトは比較的小さくなっている。これを経営耕地規模別にみると、稲の比重は大体規模の拡大とともに増大する傾向にあり、平地農村に多い二ha以上層においては実に八〇％以上のウェイトを占めているが、いずれも近郊・農山村にも多い一～一・五haとくに一・五～二ha層ではむしろ稲の割合は小さく、そのかわりに一～一・五ha層では零細規模とともに野菜のウェイト、また一・五～二ha層ではこれもまた零細規模とともにおそらく果実や畜産のウェイトがそれぞれ大きくなっているのだろう。

このように高齢者農家の農業収入構成はとくに二ha以上層において稲作に単純化し、それ以下の中小規模ではむしろ稲作のウェイトが縮小し、かわりに野菜や果実や畜産などの比重がかなり大きくなっている。とくに二ha以上層で稲作に特化しているがゆえに、前述のように自家農業労働時間も短い反面、稲作中心に発達してきた農機具への依存を高めているのである。これに対し一～二ha層は経営耕地規模の比較的大きい割には稲作への依存は相対的に小さく、零細規模と同じように野菜や果実や畜産などの比重を大きくしている。このことが前述のように一面では零細規模とほぼ同様に耕地利用率を高めると同時に、他面ではまたそれゆえにとくに一人あたりの自家農業労働時間をより零細規模や二ha以上層より以上に延長させているのである。さらに一～二ha層のこのような農業収入構成が、前述のような農業所得率の低位をも規定しているのだろう。農業所得率の要因は、個々の農産物の生産力と価格形成力に対するそれぞれのコストと経営要素の購入力などによって構成されている。結局は資本・労働の投入がいかに付加価値を形成し、かつ所得として実現されるかにかかわるが、二ha以上層ではのちにも触れるように生産力も価格形成力も安定的に高い稲作を相当大規模に経営しているがゆえに高い所得率に達しているのに反し、中小規模では経営多角化しているにもかかわらず稲作ほどの安定した生産力も価格形成力なども実現できないがゆえ

に所得率が劣位に陥らざるをえないのである。農業生産力の総括はのちに試みるが、とくに零細規模では規模の経済も形成されていないのである。

このような視角から地帯・農業従事類型別に農業収入構成などについてみると、表19のとおりである。それによると、(1)農業収入の総額は、近郊の専従型の二六〇万円をはじめ専従型では山村を別として二〇〇万円を上回っているのに対し補助型では一〇〇万円程度でしかない。(2)しかも補助型では平地農村のそれはやや低いが、自給生産のウェイトが高く、一〇数%から二〇%の比重を占めているのに対し、専従型のウェイトはほぼ都府県平均程度に止まっている。(3)だが、両型の農業所得率の差異は乱れている。すなわち、近郊農村と山村では補助型の方が所得率が低く、経営耕地規模がより狭小であることなどの反映が認められるが、平地農村と農山村では専従型が多少より低くなっている。(4)その理由の一つは、表20に示した農業収入構成の差異が示している、とみてよい。まず平地農村では補助型のばあい山村以外の他の補助型にくらべてもとくに稲作への傾斜が大きいことが所得率を高めているのに対し、専従型では近郊農村の専従型と同様に野菜の

表19　地帯・農業従事類型別高齢者農家の農業収入構成(1)

（千円，%）

収入種類		総額	稲・加工品	雑穀・豆類	野菜	鶏卵	その他	生産現物家計消費分	農業所得率
近郊農村	補助	1,071.9	729.9	13.2	63.2	50.0	215.6	179.5(16.8)	44.2
	専従	2,622.5	784.5	35.4	456.8	654.7	691.1	202.2(7.7)	49.3
平地農村	補助	1,426.7	1,113.4	15.4	85.7	1.9	210.3	194.7(13.7)	52.0
	専従	2,191.2	842.7	44.1	413.1	3.8	887.5	186.0(8.5)	50.7
農山村	補助	1,012.4	718.4	17.3	48.5	8.2	220.0	181.9(18.0)	47.9
	専従	2,327.9	639.0	44.9	171.6	223.1	1,249.3	188.7(8.1)	47.3
山村	補助	1,062.2	519.0	91.2	61.1	0.4	390.5	184.5(17.4)	49.2
	専従	1,500.0	868.0	20.4	65.2	—	546.4	184.3(12.3)	58.6

前表と同じにより，農業所得率とカッコ内は農業収入総額に対するパーセントを示す。

ウェイトが大きいほかに農山村の専従型についで果実や畜産などのウェイトが大きくなっており、そのことが所得率をより低位におさえているのだろう。農山村のばあいも、補助型では平地農村のそれについで稲作のシェアが大きいのに反し、専従型ではとくに果実や畜産のシェアが大きい、という対照が前述のような所得率の差異を形成しているだろう。このように概して補助型では稲作への単純化がみられるなかで、山村ではむしろ専従型の方が稲作の比重が大きいが、その比率そのものは山村ゆえに限定されているのである。

7　農業純生産と労働・固定資本生産性

すでにさきまわりして対売上所得率に相当する農業所得率についても考察したが、高齢者農家の農業生産を総括する意味で農業生産力の価値面を概観しておこう。まず表21によって農業純生産を経営耕地規模別にみると、〇・七ha未満では三〇～四〇万円に過ぎないが、一haを超える一〇〇万円以上に達し、さらに二ha以上では二〇〇万円を超え、きわめていちじるしい規模開差を示している。このように零細規模の純生産が少額なことによっても高齢者農家の純生産の平均は都府県の平均をかなり下回ることになり、その六六%に止まっている。だが、生産力としての問題点は、すでにみてきた資

表20　地帯・農業従事類型別高齢者農家の農業収入構成(2)

(%)

収入種類		総額	稲工・加品	雑穀・豆類	野菜	鶏卵	その他
近郊農村	補助	100.0	68.1	1.2	5.9	4.7	20.1
	専従	100.0	29.9	1.4	17.4	25.0	26.4
平地農村	補助	100.0	78.0	1.1	6.0	0.1	14.7
	専従	100.0	38.5	2.0	18.9	0.2	40.5
農山村	補助	100.0	71.0	1.7	4.8	0.8	21.7
	専従	100.0	27.5	1.9	7.4	9.6	53.7
山村	補助	100.0	48.9	8.6	5.8	—	36.8
	専従	100.0	57.9	1.4	4.4	—	36.4

前表と同じによる。

本や労働の投入との対比においていかなる状況にあるかにある。

(1)まず自家農業労働一〇時間あたりの農業純生産をみると、その平均は都府県平均の七〇%に達しており、純生産総額ほどの開差はみられない。しかしながら、〇・五ha未満のほぼ二、四〇〇円から二ha以上のほぼ一二、〇〇〇円まで、きわめて大きな規模差をみせており、とくに一時間あたり二〇〇～三〇〇円台に止まっている一ha未満層の純生産は、一時間五〇〇円前後のパートタイマーの賃金をも大きく下回っており、内職工賃としても副業型のより低い方の水準にしか相当しないだろう。すでにみたように一ha未満では高齢者でもいかに女子の農業労働の比重がより大きいにしろ、これでは経済的に過剰な労働を投下している、と規定せざるをえないだろう。

(2)つぎに経営耕地一〇アールあたりの純生産に目を転じると、その平均は都府県平均の七二%に達し、かつ耕地規模の差はきわめて小さい。最低の〇・五～〇・七ha層の七・六万円から一～一・五ha層の九・五万円の最高までの開きでしかない。このように土地生産性が一～一・五ha層において最高なのは、ある程度までは経営耕地に対する固定資本や労働の投下量の適切な大きさに

表21　経営耕地規模別高齢者農家の農業純生産と生産性指標

生産力指標	農業純生産	農業労働10時間あたり	経営耕地10aあたり	農業固定資本1,000円あたり
	千円	円	千円	円
0.5ha未満	306.7	2,444	85.4	348
0.5～0.7	453.4	2,745	76.1	451
0.7～1.0	716.9	3,635	84.2	461
1.0～1.5	1,162.7	5,036	94.8	581
1.5～2.0	1,436.7	6,260	84.9	388
2.0～	2,300.6	11,774	91.3	781
平　均	767.7 〔65.6〕	4,191 〔69.9〕	87.1 〔71.9〕	484 〔81.3〕
都府県平均	1,171.0	5,993	121.1	595

前表と同じにより，農業純生産は付加価値額なので，農業所得とは異なり，雇用賃金支払い分と支払い小作料を含む。大カッコ内は都府県平均に対するパーセントを示す。

よって説明できるだろう。そのことはいくらか集約度の落ちる上層との比較では明瞭である。それに対し下層では零細耕地に対する過当なほどの多量の固定資本・労働が投下されているのに土地生産力はより低く、零細規模での投下はあきらかに不効率化し過剰化しているのである。さらに二ha以上層において一～一・五ha層についで土地生産力が高くなっているのをみれば、前述のような収入としての価値構成まで含めた農産物構成の差異の反映をも考慮に入れねばならぬだろう。というのは、二ha以上層ではすでにみたとおり稲作に偏向しており、稲作の高く安定した土地生産力が大きくものをいっていることを考えれば、一～一・五ha層のばあいは野菜や鶏卵のウェイトの大きい収入構成がかなりの影響をあたえている、とみてよいだろう。

(3)つづいて農業固定資本千円あたりの農業純生産をみると、高齢者農家の平均は都府県のそれの八一%の水準にあり、さきの労働生産力や土地生産力よりも相対的に高い地位にある。それは、いわゆる資本の生産力を向上させるための積極的な経営の成果ではなく、むしろ伝統的な経営方式の残存を反映している、とみなければならないだろう。しかも農家全体の固定資本の投資が過剰化しているなかで、高齢者農家の過剰投資の度合はより大きくなってさえいるのである。とくにそれは零細規模において顕著だが、一・五～二ha層の水準が四〇万円足らずに止まり、零細規模の水準でしかないことに注目しなければならない。しかもこうした耕地以外の固定資本の生産力だけではなく、それほどではないまでも土地生産力も停滞ぎみだが、それはやはり一・五～二ha層の農業所得率も相対的に低下していたように、おそらく果実か畜産のウェイトが大きく、とくに前述のように農業固定資本の投下が過大になっており、その生産性がいちじるしく低下しているためだろう。

このような視角から地帯・農業従事類型別にも農業純生産に示された生産性指標をみると、表22のとおりである。それによると、(1)農業労働一〇時間あたりでは、平地農村の補助型で五千円を超えているのを最高として、他

はすべて四千円内外に止まっており、大きな差は認められない。とすると、地帯や農業従事類型が異なるにもかかわらず労働生産性は顕著に平準化しており、それよりは前表でみた経営耕地規模の差がより決定的な要因となっていることを意味する。そのなかで、とりわけ農山村の専従型において労働の生産性が低くなっているのは、表示したとおり純生産そのものが低いのではなく、表16のとおり自家農業労働時間の方が過長になっているからである。(2)つぎに土地生産性をみると、山村のばあいはその差は小さいが、専従型と補助型のあいだに明確な開差がみられる。なかでもとくに近郊農村と農山村の補助型において土地生産性が低くなっており、比較的低い地代でも貸付けられることを示唆している。現に表14でみておいたように農山村の貸付率は割に高くなっていたが、近郊農村の補助型でそうでないのは借入側の要因にもよる、とみなければならないだろう。(3)さらに固定資本の生産性についてみると、両型の差は労働の生産性よりは大きいが、耕地の生産性ほど大きくはない。そのなかで最高は山村の専従型であり、それは補助型を含めて山村の専従型において固定資本が最少となっており、一面では他が過剰投資化しており、それだけ不効率化している面もあろうが、他面では山村の専従型における固定資本以外の肥料な

表22　地帯・農業従事類型別高齢者農家の農業純生産と生産性指標

生産力指標		農業純生産	農業労働10時間あたり	経営耕地10aあたり	農業固定資本1,000円あたり
		千円	円	千円	円
近郊農村	補助	497.5	3,795	62.7	367
	専従	1,321.5	4,046	129.1	636
平地農村	補助	757.4	5,524	75.1	473
	専従	1,151.3	4,007	120.3	673
農山村	補助	510.3	3,822	64.2	371
	専従	1,175.2	3,865	128.2	466
山村	補助	540.5	3,875	82.4	409
	専従	914.4	4,422	103.3	740

前表と同じによる。

どの流動資本や前述のような労働の投下の効果がシャインとして固定資本の生産性を高めているのだろう。逆に最低の近郊農村と農山村の補助型のばあいは純生産そのものが山村の補助型より少額に止まり、しかも農業所得率も低くなっており、それらの状況が固定資本の不効率となって示されているのである。

つづいて、すでにみたように高齢者農家の農業収入構成のなかでとくに稲作について、水稲の土地生産性などをみておこう。まず経営耕地規模別にみると表23のとおりである。それによると、作付面積は〇・五ha未満層の一六アールから二ha以上層の二〇〇アールちかくまで大きな差がみられるが、それは経営耕地規模そのものの反映ではない。そのことは経営耕地面積に対する比率からも知られるが、近郊農村と農山村に多い〇・五ha未満ではとくに低く、平地農村に多い二ha以上層においてとくに高くなっている。問題の一〇アールの収量は、一ha未満層では五〇〇kgを下回るのに対し、一・五～二ha層は別として一ha以上層では五〇〇kgを優に上回る、という開差が認められる。そしてまた、平均的には都府県平均とそれほどの差もみいだされない。それに比較して表17のとおり稲・加工品の収入額の方がより差が大きいのは、おそらくわらなどの加工品の差というよりも稲の品質・等級

表23　経営耕地規模別高齢者農家の水稲作付面積・生産量

面積・生産量	作付面積	生産量	10aあたり収量
	アール	kg	kg
0.5ha未満	15.9 (44.3)	779	489.9
0.5～0.7	33.5 (56.2)	1,655	494.0
0.7～1.0	48.0 (56.1)	2,329	485.2
1.0～1.5	73.1 (56.6)	3,839	525.2
1.5～2.0	105.6 (62.4)	5,220	494.3
2.0～	198.4 (78.8)	10,329	520.6
平　均	52.5 (59.6) 〔97.2〕	2,644 〔94.9〕	503.6 〔97.6〕
都府県平均	54.0 (55.8)	2,786	515.9

前表と同じにより，カッコ内は経営耕地面積，大カッコ内は都府県平均に対するパーセントを示す。

などの差を反映するのだろう。

さらに、地帯・農業従事類型別にみると表24のようになる。それによると、表20の収入構成ほどの差ではないが、平地農村の補助型をはじめ、山村を別として補助型の方が水稲面積の比率がより高く、補助型における作付体系の偏向が示されている。それにもかかわらず、一〇アールあたりの収量は平地農村においてのみ稲作偏向をリードするだけ補助型において土地生産性がより高くなっているのに反して、他の地帯では専従型の方がより高くなっている。すでにみた表22ほどではないまでも、水稲においてすら補助型の高齢者農家において耕地利用の経済効率の低さが示されているのである。

8　農家総所得とその構成

すでに高齢者農家の世帯員の就業状態についてはみておいたが、そうした就業などによって高齢者農家はいかなる所得を取得しているか。まず表25によって農家としての総所得を経営耕地規模別にみると、それはつぎのとおりである。年間四〇〇万円を下回る〇・五ha未満層を最低として、最高の二ha以上層では六〇〇万円ちかくに達している。このように規模間開差が比較的小さいのは、主として高齢者の就業による農業所得の耕地規模別の大きな開差を、主として高齢者以

表24　地帯・農業従事類型別高齢者農家の水稲作付面積・生産量

面積・生産量		作付面積	生産量	10aあたり収量
		アール	kg	kg
近郊農村	補助	51.8 (65.2)	2,498	482.2
	専従	54.3 (53.0)	2,655	489.0
平地農村	補助	72.4 (71.8)	3,736	516.0
	専従	55.2 (57.7)	2,773	502.4
農山村	補助	48.4 (60.1)	2,432	502.5
	専従	40.7 (44.4)	2,125	522.1
山村	補助	36.2 (55.2)	1,828	505.0
	専従	55.0 (62.2)	3,030	550.9

前表と同じによる。

農家の所得構成(1)

(千円)

うち 給料	うち 俸給	うち その他	稼ぎ・被扶助等の出贈収入	うち 送金	うち 恩給など	うち 農業補助金
798.4	1,116.1	412.3	1,008.5	81.0	698.1	16.7
898.3	1,571.7	458.7	755.8	3.6	472.3	24.3
1,202.4	950.3	503.3	813.5	33.4	423.3	41.6
1,121.4	1,287.9	587.8	982.4	47.0	507.4	77.5
1,121.3	1,136.1	414.8	745.2	3.8	310.3	82.0
1,613.4	966.3	454.3	560.0	—	245.4	119.7
1,049.7 〔109.8〕	1,183.3 〔82.8〕	477.2 〔90.1〕	862.3 〔108.2〕	37.5 〔163.0〕	495.6 〔133.1〕	45.0 〔71.4〕
955.8	1,429.1	529.8	797.0	23.0	372.5	63.0

外の就業による農業以外の兼業所得などがかなり埋め合わせているからにほかならない。そしてまた同様に、都府県平均の六五%でしかない高齢者農家の農業所得が都府県平均の九二%に達する兼業所得によって補われ、主としてそのことによって都府県平均の八九%に達する農家総所得を形成しているのである。

このような重要な役割を持つ兼業所得は、すでに表9でもみたとおり兼業就業率も職業の種類も異なる以上、耕地規模別傾向はほとんど認められない。たまたま兼業就業者が少なかったり、所得水準の比較的高い職員勤務や恒常的賃労働が少人数に止まっており、兼業所得の少額な〇・五ha未満層、〇・七～一ha層、一・五～二ha層においてその農家所得を比較的低位に位置づける結果を生んでいる。そうした兼業所得のなかでは、自営兼業による事業収入は零細規模ほど大きくなる傾向にあるが、ウェイトが小さいので影響は小さい。これに対し兼業所得の大部分を占めるのは、職員の俸給と恒常的賃労働の給料である。すでにみた就業状態でも恒常的賃労働がとくに多かったが、それに対応して高齢者農家の給料は都府県平均のそれを一〇%も上回っており、それが八〇%ほどに止まる自営兼業収入や職員俸給やその他の臨時賃金・小作料・配当利子などをあ

表25　経営耕地規模別高齢者

所得種類	農家総所得	農業所得	農外所得	農外事業収入	事業以外収入
0.5ha未満	3,788.6	298.6	2,481.5	372.3	2,326.8
0.5～0.7	4,322.8	435.9	3,131.1	329.5	2,928.7
0.7～1.0	4,298.1	702.7	2,781.9	270.0	2,656.0
1.0～1.5	5,130.9	1,129.2	3,019.3	196.4	2,997.1
1.5～2.0	4,888.3	1,313.1	2,830.0	274.1	2,672.2
2.0～	5,892.8	2,263.4	3,069.4	202.6	3,034.0
平　均	4,441.7 〔88.7〕	741.7 〔65.4〕	2,837.7 〔92.3〕	289.5 〔84.3〕	2,710.2 〔93.0〕
都府県平均	5,005.9	1,134.5	3,074.4	343.6	2,914.7

前表と同じにより，大カッコ内は都府県平均に対するパーセントを示す。

る程度補う形となっている。

さらに、平均で三〇〇万円ちかくにも達する兼業所得ほどのウェイトを持っていないが、都府県平均を八%ほど上回る出稼ぎ・被贈扶助などの収入に注目しなければならない。そのなかでとくに重要なのは、恩給・年金などの給付である。その内容は軍人恩給、厚生年金、国民年金、農協職員の年金、公務員などの共済年金、さらに国民年金に上乗せされた農業者年金などだろうが、都府県平均を三三%も上回っており、高齢者農家の所得構成上重要な特徴を示している。なかには一～一・五ha層の五一万円という比較的高額もあるが、概して零細規模ほど高額に達し、〇・五ha未満層の七〇万円に対して二ha以上層の二五万円ほどの開差がみられる。というのは、現在の経営耕地規模が以前とそう変化していないとすれば、零細農家ほど本格的な雇用を兼業し、それだけ社会保険の給付も高額になるだろうからである。こうした給付とは逆に都府県平均の七一%に止まる農林業補助金は大きな規模ほどより高額となるが、主としてさきの給付がそれを打ち消して、こうした扶助収入全体はおおよそ零細規模ほど多額となる傾向を形成している。

このような経営耕地規模別所得状況を構成比として見直してみると、それは表26のようになる。それによれば、(1)農業所得は総所得

に対して二ha以上層では四〇%ちかくにも達しているが、平均的には一七%のウェイトしかなく、都府県平均の二二%さえ下回っている。(2)それに対し兼業所得は総所得中六四%にも達しており、都府県平均の六〇%を上回ると同時に、とくに一ha未満では六〇〜七〇%台にも及んでおり、こうした零細農家は俸給・給料の比重が五〇%以上にも達する、れっきとした勤労者世帯だ、とみてよい。(3)さらに出稼ぎ・被贈扶助などの収入は一九%の比重を持ち、都府県平均の一七%を上回っている。とくに恩給・年金などの給付は、〇・五ha未満層では一八%にも達しており、二ha以上層の四%に比較してきわめて大きな差を示していると同時に、零細農家にとっては比較的大きな非就業所得となっているのである。

こうした農家所得を地帯・農業従事類型別にみると表27のとおりである。それによれば、(1)農家総所得の水準は、近郊農村でより高く、山村でより低いが、その差はそれほど大きくない。さらに平地農村を別とすれば補助型の方が専従型を上回っているが、その差もそれほど大きくない。(2)というのは、農業所得では両型で大きな差がみられるが、それが補助型ほど多い兼業所得で逆転させられているからである。(3)兼業所得のなかでは、自営兼業収入がとくに近郊

表26　経営耕地規模別高齢者農家の所得構成(2)

(%)

所得種類	農家総所得	農業所得	農外所得	農外事業収入	事業以外収入	うち 給料	うち 俸給	うち その他	出稼ぎ・被贈扶助等の収入	うち 送金	うち 恩給など	うち 農林業補助金
0.5ha未満	100.0	7.9	65.5	9.8	61.4	21.1	29.5	10.9	26.6	2.1	18.4	0.4
0.5〜0.7	100.0	10.1	72.4	7.6	67.8	20.8	36.4	10.6	17.5	0.1	10.9	0.6
0.7〜1.0	100.0	16.3	64.7	6.3	61.8	28.0	22.1	12.0	18.9	0.8	9.8	1.0
1.0〜1.5	100.0	22.0	58.8	3.8	58.4	21.9	25.1	11.5	19.1	0.9	9.9	1.5
1.5〜2.0	100.0	26.9	57.9	5.6	54.7	22.9	23.2	8.5	15.2	0.1	6.3	1.7
2.0〜	100.0	38.4	52.1	3.4	51.5	27.4	16.4	7.7	9.5	—	4.2	2.0
平　均	100.0	16.7	63.9	6.5	61.0	23.6	26.6	10.7	19.4	0.8	11.2	1.0
都府県平均	100.0	22.2	60.1	6.7	57.0	18.7	27.9	10.4	15.6	0.5	7.3	1.2

前表と同じによる。

農村と山村でより多額に達しているが、それは都市産業と林業などの自営兼業が両地帯で比較的発達しているからだろう。兼業所得の中心となっている俸給・給料はいずれも補助型ほど多額になっているが、地帯別には俸給は近郊農村と農山村で、給料は平地農村でより多額となっており、すでに表9でみておいた就業形態を反映している。(3)出稼ぎ・被贈扶助などの収入は、他出家族がとくに多く送金が多い山村の専従型は別として、補助型ほど多くなっている。というのは、農林業補助金ではあまり差がないから、恩給・年金などの給付が補助型ほど多額になっている状況を反映しているのである。ただし山村の専従型や農山村の補助型でとくに多額なのは、格別に高齢者が多いのではないわけだから、給付の内容によるのだろう。しかし、こうした被贈扶助収入がとくに高齢者の農業従事の程度をはじめとしてその就業形態を規定していることは疑いえない。

このような地帯・農業従事類型別の所得をその構成比から見直すと、表28のようになる。それによれば、(1)農業所得は補助・専従両型で一〇～二〇％の差を示しているが、その差はすでに前述のように兼業所得などの逆の差によって反転させられている。(2)兼業所得のうち自営兼業収入はすでにみたとおり近郊農村と山村において比較的大きな比重を占めており、とくに専従型においてより大きくなっている。こうした事業以外の収入のうち、職員の俸給の比重は近郊農村と農山村でより大きく、恒常的賃労働の給料は平地農村でより大きくなっており、それらもまた表10で示した就業形態を反映している、とみてよい。(3)出稼ぎ・被贈扶助などの収入のウェイトは、平地農村と農山村以外ではかならずしも補助型においてより大きいとはいえない。ただし、恩給・年金などの給付の比重は、前述の山村を別として補助型の方がより大きいから、近郊農村の反転は表示した以外の収入によるのだろう。

いずれにせよ、高齢者農家の所得構成は、おもに高齢者の就業によるより少額の農業所得が高齢者以外の就業によるより多額の兼業所得に大幅に補われており、その結果、経営耕地規模・地帯・高齢者の農業従事程度による所

高齢者農家の所得構成(1)

(千円)

うち 給料	うち 俸給	うち その他	出稼ぎ・被贈扶助等の収入	うち 送金	うち 恩給など	うち 農林業補助金
972.4	1,876.5	615.5	776.0	0.7	460.1	42.0
782.6	1,062.9	497.3	760.3	—	400.9	60.3
1,222.6	1,022.8	385.7	906.1	50.7	512.8	50.8
1,367.6	750.0	400.0	842.5	83.1	437.5	46.1
1,209.4	1,186.4	418.0	930.7	34.1	638.1	41.3
612.6	1,218.1	491.4	844.3	16.6	429.7	55.9
975.4	850.6	681.1	999.9	86.2	478.2	28.3
—	536.6	268.2	1,605.7	312.5	715.8	25.3

高齢者農家の所得構成(2)

(%)

うち 給料	うち 俸給	うち その他	出稼ぎ・被贈扶助等の収入	うち 送金	うち 恩給など	うち 農林業補助金
19.8	38.2	12.5	15.8	0.8	9.4	0.9
16.8	22.8	10.7	16.3	—	8.6	1.3
28.0	23.4	8.8	20.8	1.2	11.8	1.2
30.8	16.9	9.0	19.0	1.9	9.9	1.0
27.7	27.2	9.6	21.3	0.8	14.6	1.0
14.1	28.1	11.3	19.5	0.4	9.9	1.3
23.2	20.2	16.2	23.7	2.1	11.4	0.7
—	13.9	6.9	41.5	8.1	18.5	0.7

得開差は比較的小さいものに止まっているのである。さらに、とくに高齢者農家の所得として注目されるのが比較的多額にのぼる恩給・年金などの給付である。それは、高齢者の過去の就業などによる、いわば貯蓄の配分であるが、社会保険の種類や受給条件の差異によってのちの総括で多少立ち入ってみるように個別にはかなり大幅に分散している。もしこうした給付にして十分ならば、かりに健康でも収入のともなう就業者から引退し、

表27　地帯・農業従事類型別

所得種類		農家総所得	農業所得	農外所得	農外事業収入	事業以外収入
近郊農村	補助	4,911.9	473.4	3,662.5	392.1	3,464.4
	専従	4,666.5	1,293.6	2,612.6	515.1	2,342.8
平地農村	補助	4,364.1	741.5	2,716.5	209.1	2,631.1
	専従	4,437.8	1,111.4	2,483.9	41.4	2,517.6
農山村	補助	4,363.2	485.0	2,947.5	340.5	2,813.8
	専従	4,335.8	1,100.7	2,390.8	133.2	2,322.1
山村	補助	4,211.3	522.4	2,689.0	445.2	2,507.1
	専従	3,871.9	879.0	1,387.2	681.6	804.8

表28　地帯・農業従事類型別

所得種類		農家総所得	農業所得	農外所得	農外事業収入	事業以外収入
近郊農村	補助	100.0	9.6	74.6	8.0	70.5
	専従	100.0	27.7	56.0	11.0	50.2
平地農村	補助	100.0	17.0	62.3	4.8	60.3
	専従	100.0	25.0	56.0	0.9	56.7
農山村	補助	100.0	11.1	67.6	7.8	64.5
	専従	100.0	25.4	55.1	3.1	53.6
山村	補助	100.0	12.4	63.9	10.6	59.5
	専従	100.0	22.7	35.8	17.6	20.8

他の社会的活動などに従事するだろう。これに対してここでの考察対象である高齢者農家のばあいは、おそらくその大部分の高齢者がそうした給付が多かれ少なかれ不十分であるがゆえに、すでにみたような就業を余儀なくされているのだろう。そのなかでもより高額のばあいは、高齢者の農業従事程度などや高齢者以外の兼業従事の状況などにも、例えば割の悪い仕事には就業しない、というような影響をあたえているに相違ない。とすれ

ば、一人あたり農業労働時間がかなり長時間化していた中間層などでは、社会保険の給付が不十分な高齢者が多数含まれているのだろう。

9　家計費の水準とその構成

さきの農家総所得から租税公課を差し引くと可処分所得がえられる。高齢者農家はその所得のもとでいかなる生計を営んでいるか。それについて世帯員一人あたりの家計費の水準や消費性向などを経営耕地規模別に示したのが表29である。まず可処分所得そのものはさきの農家総所得の序列と同様である。そのもとで支出された家計費の水準などはすぐのちにみるとして、そうした家計費が農業所得によっていかに充足されているかをみると、零細規模ではわずかに一〇％台でしかないのに対し二ha以上層では六〇％以上にも達している。そのなかで一・五～二ha層が四〇％程度に止まっているのは耕地規模が大きい割には多少低過ぎるが、それはすでに解明したように農業所得が過小だからにほかならない。いずれにせよ、高齢者農業は家計上一段と脱農化が進んでいるが、世帯員一人あたりの家計費の平均水準は年間七〇万円を数え、都府県平均の九二％に達している。したがって農家総所得や可処分所得などの差よりも小さくなっている。しかも経営耕地規模別にみて、〇・五ha未満層が最高をマークし、〇・七～一ha、一・

表29　経営耕地規模別高齢者農家の家計費水準・農業所得充足率・消費性向

（千円，％）

家計費水準など	可処分所得	農業所得家計費充足率	世帯員1人あたり家計費	消費性向
0.5ha未満	3,356.9	10.1	756.7	87.7
0.5～0.7	3,831.0	15.9	637.4	71.4
0.7～1.0	3,779.9	23.7	716.5	78.3
1.0～1.5	4,579.0	35.1	692.7	70.2
1.5～2.0	4,274.6	39.7	708.4	77.4
2.0～	5,236.7	63.1	673.9	68.5
平　　均	3,935.3 〔89.2〕	24.7 〔74.4〕	702.9 〔92.3〕	76.4 〔98.7〕
都府県平均	4,412.0	33.2	761.9	77.4

前表と同じにより，大カッコ内は都府県平均に対するパーセントを示す。

五～二haがそれにつづく、というように、規模別の傾向は認められない。むしろ平準化の傾向が作用しているようにさえみえる。さらに家計支出全体にもすぐあとでみるとおりそうした傾向が認められるのであり、そのように所得水準から家計支出の水準がかけ離れている、ということは、消費・貯蓄性向を異にしていることを意味する。現に消費性向は零細規模ほど高くなっており、逆に貯蓄性向はより低くなっている。したがって家計消費は平準化している反面で、貯蓄まで考慮に入れると家計そのものとして異質化している側面も浮び上ってくるのである。

こうした視点から地帯・農業従事類型別に家計上の特徴をみておくと、それは表30のようになる。(1)可処分所得は近郊農村の補助型を最高としてすべての地帯で専従型よりも補助型の水準がより高くなっており、農家総所得にみられたような序列の逆転はみられない。それはもともと高齢者農家では租税公課の負担がより軽いのが、とくに補助型においてより軽減されているからだろう。(2)農業所得の家計充足率は、農業所得の大小の序列にもとづいて近郊農村の専従型の四九%を最高とし、同じく近郊農村の補助型を最低とする分布がみられる。そのなかで補助型はいずれも一〇%台でしかなく、その脱農状況がより

表30　地帯・農業従事類型別高齢者農家の家計費水準・農業所得充足率・消費性向　（千円，%）

家計費水準など		可処分所得	農業所得家計費充足率	世帯員1人あたり家計費	消費性向
近郊農村	補助	4,276.4	13.4	740.6	82.6
	専従	4,206.8	47.8	647.2	64.3
平地農村	補助	3,895.6	24.3	699.0	78.4
	専従	3,783.1	40.0	692.4	73.4
農山村	補助	3,893.4	17.4	685.4	71.6
	専従	3,874.4	39.7	759.3	71.5
山村	補助	3,783.1	15.0	734.9	91.9
	専従	3,610.0	30.0	1,171.2	81.1

明確に示されている。(3)世帯員一人あたりの家計費は、もちろん近郊農村の補助型で相当高くなっているが、農山村とくに山村の専従型がそれを上回っている。というのは、表8でみたとおり農山村とくに山村の専従型において他出家族員がより多く、それだけ世帯員が少数になっている事実を反映している。そのために近郊と平地では補助型の方がより高いが、農山村では逆転している。(4)すべての地帯で補助型の方が所得の割に家計消費が拡大しており、消費性向は山村の補助型の九〇%以上を最高として補助型の方がより高くなっている。このような零細規模や補助型に顕著な貯蓄性向の低さは、とくに高齢者農家として土地資産の少ないこととあいまって将来における生活の不安定さを暗示している、とみなければならないだろう。

最後に家計費構成から消費生活の特質をみておこう。表31は経営耕地規模別に主要な家計費を示したが、まず都府県平均と比較してみると、世帯員一人あたりの家計費よりは差が多少大きいが、家計費全体とすれば八八%に止まっている。とくに一五歳未満の世帯員がより多いだけに飲食費、光熱・水道費とその他の教育・文化費などではほぼ九〇%以上に達している反面で、家財・家具費とくに被服費と臨時費ではかなりの差がみられる。これらのうち、臨時費は病気や交際などにともなう臨時

表31　経営耕地規模別高齢者農家の家計費構成(1)

(千円)

家計費の種類	合計	飲食費	被服費	光熱・水道費	家財・家具費	臨時費	その他
0.5ha未満	2,943.5	749.7	251.5	110.0	163.9	206.8	1,461.6
0.5～0.7	2,734.6	730.2	215.3	100.8	124.4	96.0	1,467,9
0.7～1.0	2,959.1	752.1	189.3	101.7	175.6	226.3	1,514.1
1.0～1.5	3,214.3	860.8	220.8	109.0	189.7	169.7	1,664.3
1.5～2.0	3,308.1	903.2	218.4	110.7	199.5	68.1	1,808.2
2.0～	3,585.1	975.9	239.1	117.1	158.8	108.1	1,986.1
平均	3,008.5 〔88.1〕	801.1 〔96.7〕	218.4 〔75.1〕	103.1 〔93.2〕	159.7 〔87.7〕	170.1 〔63.1〕	1,556.1 〔89.9〕
都府県平均	3,413.3	828.1	291.0	110.6	182.2	269.5	1,731.9

の支出だろうが、このような費目に家計支出のしわよせがあらわれているのだろう。経営耕地規模別の差異を明確にするために、表32で構成比をみると、飲食費とその他の教育・文化費などは経営耕地規模が大きくなるほど高くなる傾向があり、基礎的な支出が拡大しているのに対し、被服費は逆に零細規模ほど高くなっている。その面では小規模ほど自由裁量のきく支出が拡大する面もみられるが、家財・家具費は臨時費ほどではないが、傾向が乱れており、小規模ほど自由な支出が拡大するとは一概にいえない。したがって、大規模ほど貯蓄性向が高いため家計消費が切り詰められ、基礎的な支出が拡大する傾向は認められるが、その反対に小規模ほど貯蓄を犠牲にしている反面で部分的に自由な消費が拡大している面もあるにしてもそれは大した差異であるとはいいがたいのである。

つづいて、こうした家計費構成について地帯・農業従事類型別にみると、表33、34のとおりである。それによると、飲食費は農山村を別として専従型ほどより高率となっており、教育・文化費などのその他の比率にも同様な傾向がみられる。逆に被服費と家財・家具費では、ここでも農山村では逆転しているが、補助型ほど高率になっており、より自由な支出の拡大がみられる。臨時費は文字どおり一時的な支出の性格が強く、山村の補助型とくに農山村の専従型で異常に高率となっており、前

表32　経営耕地規模別高齢者農家の家計費構成(2)

(%)

家計費の種類	合計	飲食費	被服費	光熱・水道費	家財・家具類	臨時費	その他
0.5ha未満	100.0	25.5	8.5	3.7	5.6	7.0	49.7
0.5～0.7	100.0	26.7	7.9	3.7	4.5	3.5	53.7
0.7～1.0	100.0	25.4	6.4	3.4	5.9	7.6	51.3
1.0～1.5	100.0	26.8	6.9	3.4	5.9	5.3	51.7
1.5～2.0	100.0	27.3	6.6	3.3	6.0	2.1	54.7
2.0～	100.0	27.2	6.7	3.3	4.4	3.0	55.4
平均	100.0	26.6	7.3	3.4	5.3	5.7	51.7
都府県平均	100.0	24.3	8.5	3.2	5.3	7.9	50.8

前表と同じによる。

表33　地帯・農業従事類型別高齢者農家の家計費構成(1)

(千円)

家計費の種類		総　額	飲食費	被服費	光熱・水道費	家財・家具類	臨時費	その他
近郊農村	補助	3,532.9	885.3	270.4	116.1	204.2	169.0	1,887.9
	専従	2,705.4	761.8	158.1	96.7	142.6	80.4	1,465.8
平地農村	補助	3,054.8	795.8	230.6	111.0	178.6	202.8	1,536.0
	専従	2,776.6	729.3	188.2	93.3	139.7	111.6	1,514.5
農山村	補助	2,789.6	737.7	207.3	85.0	144.4	123.3	1,491.9
	専従	2,771.4	709.8	226.2	94.0	150.9	279.1	1,311.4
山　村	補助	3,476.2	1,063.0	220.5	126.7	200.9	333.5	1,531.6
	専従	2,927.9	987.6	206.8	132.1	108.9	—	1,492.5

前表と同じによる。

表34　地帯・農業従事類型別高齢者農家の家計費構成(2)

(%)

家計費の種類		総　額	飲食費	被服費	光熱・水道費	家財・家具類	臨時費	その他
近郊農村	補助	100.0	25.1	7.7	3.3	5.8	4.8	53.3
	専従	100.0	28.2	5.8	3.6	5.3	3.0	54.1
平地農村	補助	100.0	26.1	7.6	3.6	5.9	6.6	50.2
	専従	100.0	26.3	6.6	3.4	5.0	4.0	54.7
農山村	補助	100.0	26.4	7.4	3.1	5.2	4.4	53.5
	専従	100.0	25.6	8.2	3.4	5.4	10.1	47.3
山　村	補助	100.0	30.6	6.3	3.6	5.8	9.6	44.1
	専従	100.0	33.7	7.1	4.5	3.7	—	51.0

前表と同じによる。

述のとおりしばしば農山村で両型が逆転していたのも、そのためなのである。前述のとおり補助型に比して専従型ほど貯蓄性向が高く、さきの大規模類型と同様に家計消費の基礎的支出のウェイトが大きいのに対して、補助型では消費性向がより大きいだけに被服費や家財・家具費などのより自由な消費支出の相対的拡大がみられ、それはさきの小規模類型よりも多少鮮明になっている。それは質的

にも家計消費水準の高さを示す、とみてよいが、補助型ではさきの小規模類型とともに貯蓄性向が低く、土地などの固定資産もより少額でしかないこととあわせて高齢者としての将来の生活不安の根拠ともなりうるのである。

三　総　括

本稿はつぎのような二つの問題意識から高齢者が農業に従事している農家の経済分析を試みてみた。その一つは、現代の日本農業が背負っている生産構造の再編成にとって高齢者農家がいかに位置づけられるか。もう一つは、現代日本の急激な高齢化社会への移行にとって高齢者農家はいかなる意味を持つか。ただし本稿の考察はこうした問題にかならずしも十分に答えられない面も残したが、そのような視角からそれなりの総括を試みておこう。

冒頭でも触れたような現代日本の農業生産構造を再編成する、という視角からみて、高齢者農家がただちにその中核農家となることはほとんど期待できないだろう。その意味で、前掲『農業白書』の「漸次、後継者あるいは他の専業的農家への経営の移譲や農業経営の縮小の方向へ向かうものとみられる」という認識は誤っていないだろう。そのばあい、こうした認識も暗に前提しているように、現在の高齢者農家につぎのような二つのタイプの可能性が存在することに注意すべきだろう。というのは、高齢者農家の世帯員構成から推察したように、実は現在の高齢者農家は農家の世帯員の一定のライフサイクルにおける経過的な存在形態であって、やがて現在の高齢者がより老齢化し、その主要な就業先となっていた自家農業への就業から引退して、より低齢の後継者が何割かの可能性で農業経営を継承していくに違いないからである。そしてそのばあい、すでに考察したとおりより大規模な農家は中核農家に成長していく可能性を持つし、より小規模農家は中核農家の周辺に地域別生産組織の一員として再編成されていく可能性が強いからである。

しかしながら、現状の高齢者農家では前述のとおり大規模農家とはいってもその数はきわめて少なかったし、さらに中核農家の後継者の確保から考えてもその数はきわめて限られているだろう。とくにすでに考察した二ha以上層は、たまたま「農家経済調査」のサムプルの偏りから稲作に偏向した平地農村の農家が多かった。さらにそうした比較的大規模な農家でさえ、兼業所得が総所得の五〇％を超えるほど労働力の脱農化が進んでいるわけだから、農産物構成・作付体系の変革とそのための後継者の養成・確保には大きな問題を残す、とみなければならない。たまたま調査時点が野菜や果実の減収や畜産物価格の低落という状況にあり、そのために農業生産性はやや停滞ぎみだったが、二haを下回る中間層では、稲作以外への経営の多角化が試みられており、かえってこうした中間層から将来の中核農家が成長していくかも知れない。

それに対し一ha未満の零細農家の多くはれっきとした勤労者世帯であり、その反面、女子などの高齢者に依存している農業経営はその規模が零細化しているだけでなく、きわめて労働集約化しており、土地生産性こそ大差ないが、労働生産性は一時間あたり二〇〇～三〇〇円に止まるほどの停滞を示している。こうした零細農家では高齢者の農業従事者として、おそらく専従型でも補助型でもよりましな就業機会がえられないがゆえ、さらにまた前述のように恩給や年金などの社会的給付が不十分であるがゆえに自家農業に就業しているに過ぎない、まさしく過剰労働力としての存在を示すに止まっているのである。逆にいえば、まず恒常的な兼業化とそれがなにがしかの社会扶助などによって補われているために、中間層に比較して農業労働の負担が軽減され、耕地利用も低下しているのである。

とくに一ha以下層や一部の補助型では貸付耕地率がすでに一〇％内外にも達しているのは十分注目に値いするだろう。こうした零細農家の土地生産性は比較的高く、一〇アールあたり八万円内外に達しているが、経済的にはこ

の水準を上回る地代がえられるならば、現状以上に耕地の貸付が進むだろう。[7] 本稿ではこのような農地の貸借についてはとくに考察できなかったが、前掲『白書』によると、水稲の支払い小作料はほぼ稲作規模一ha程度の土地純収益――さきの純生産額プラス資本利子――に相当するようだから、借入需要がありその貸借関係が調整されれば、それだけでも農地の貸借はこれまで以上に進むだろう。ただし、高齢者農家が「専業的農家への経営の移譲や農業経営の縮小の方向へ向かう」ためには、(1)前述のような中核農家の成長や農地以外の宅地などの土地需要の動向のほかに、これまでの考察からもあきらかなとおり、(2)自家農業以外のより高条件の高齢者などの就業機会の増大、(3)高齢者に対する老齢年金・離農年金などの扶助給付の拡大、および(4)それらに関連した農地利用の流動化を進める「農用地利用増進法」などの農政をはじめ雇用・労働・厚生政策の構造などが要請されるだろう。

(7)　そのばあい、前掲、井上「高齢農業者世帯の増加と農地移動の可能性」、『農業協同組合』八〇年八月号などに示された限界も考慮に入れねばならぬだろう。

またそれによる地域別生産組織化といっても、それに適さない農地なども多数存在するだろう。他方、高齢者に対する生活扶助の拡大とはいっても、高齢者の社会的活動の場を奪うことは、冒頭でも触れておいたとおり人間としての高齢者の社会問題を解決する真の方法とはいえない。そこで、再編成・組織化に不適な農地などが、例えば定年退職者などの年金生活者の、それこそ〝悠々自適〟の農耕や牧畜などに利用される可能性も存在するのである。現に零細農家や農山村の補助型などでは、恩給・年金などの扶助収入が農業所得を上回っており、近年急速に増大しつつある年金などの給付が、前述のような農業の粗放化を可能にしてきている。また逆にみれば、零細で粗放な経営とはいえ、何にがしかの農業所得が、一面では年金などの扶助負担を軽減し、また他面では『白書』が指摘するとおり「老後の生きがい、健康の維持あるいは高齢者の就業機会の確保」と同時に資源と「農業生産の維持

や地域社会の安定の面において一定の役割を果たしている」のである。その意味で、現在も試みられている「農家高齢者対策」による肉牛飼育事業や林業園事業などは、高齢化社会の農政として重要な意義を持っているし、今後ますます重要になっていく、と考えてよい。

それにしても、こうした高齢者農家に給付されている恩給・年金などはきわめて限られており、かつ表35のようにその分散がきわめて大きい。[8] 表示したとおり、高齢者農家でもその二二%は給付なしであり、これは国民年金がまだ受給できない六四歳以下の高齢者の存在を示すのだろう。さらに受給している農家でも全体の四四%が年間一〇～五〇万円に止まっており、一〇〇万円以上は一六%ほどでしかない。それにもかかわらず、高齢者の農業従事の専従型よりも補助型においてとくに高額受給の比率が高く、受給額の増加による農業経営の縮小という相関をある程度裏付けている。

表35　恩給・年金など給付額・農業従事類型別高齢者農家の分布

(%)

農業従事類型	補助	専従	総数
給付なし	22.5	21.7	22.2
10万円未満	4.9	3.8	4.6
10～ 30	20.0	33.0	23.9
30～ 50	20.8	17.0	20.0
50～ 70	7.8	6.6	7.4
70～100	6.5	4.7	6.0
100～150	7.4	5.7	6.8
150～200	4.9	7.6	5.7
200～	5.3	—	3.7
計	100.0	100.0	100.0

前表と同じによる。

(8)　この資料ではその最高は年間三〇〇万円を超えるが、それが何種類かの恩給・年金の合計なのか、もしそうならばその内訳はどうなっているかなどは一切解明できない。わたくしが多少調査する機会を持った山梨県南都留郡道志村の事例では、少数の受給者がいる厚生年金については知りえなかったが、それ以外の恩給・年金について集計してみると七九年度の給付額はつぎのとおりであった。(1)軍人恩給は普通恩給のほかに傷病年金や遺族扶助を含めて受給者五三人で三、三三八万円、(2)公務員などの共済年金は二〇人で二、四一二万円、(3)国民年金は拠出制を含めて三四六人で三、一七二万円であり、合計一億二、七三九万円に達し、若干の厚生年金などを加えれば、ほぼ農業所得と同額となる。それに対し勤労者所得や民宿などの自営業所得などからなる兼業所得は農業所得の

ほぼ一〇倍に及ぶだろうと推定されるから、恩給年金などの給付額は農家総所得の一割ちかくに達する、とみてよい。

もちろんこれはすでに四〇〇戸を割ってきた全農家ベースの数字だから高齢者農家だけのデータとは比較できないが、各恩給・年金の個別分散をみておくと、およそつぎのとおりである。まず一人平均二〇万円ほどに止まる国民年金はそれほど分散のしようもないが、平均六三万円に達する軍人恩給のばあいは最高二五六万円、最低二七万円、平均一二一万円の共済年金は所得控除前の数字だが、最高三二二万円、最低一二万円の分散がみられる。当然、こうした分散に応じて高齢者などの就業形態も異なってくるだろう。

このような相関関係についてより立ち入って確かめるために一次の回帰式を試算してみると、その結果は表36のようになる。まだ受給額が少数であるため、その相関係数は低いが、ほぼつぎのような傾向を読み取ることができるだろう。すなわち、給付額が増加するにつれて、(1)土地生産性はそれほどではないが、労働生産性と固定資本生産性はかなり低下し、価値面で非効率な農業生産を選択していることになる、(2)そして作業委託も縮小させ、かわって貸付耕地をかなり増大させることになる、(3)こうした農業所得を多少減少させると同時に兼業就業率も低下させることになる、後者はおそらく条件の悪い兼業の縮小を意味するだろう、(4)それにもかかわらず世帯員一人あたりの家計費は多少とも上昇させる効率を持つのである。

もともとこのような恩給・年金などの給付効果が発揮されるのは、すでに

表36　恩給・年金などの給付との相関関係

被説明変数	一次回帰式	相関係数
農業所得	$y=-0.1042x+5728.9$	−0.1332
貸付耕地率	$y=-3401.2x+4630.1$	0.1947
作業委託面積率	$y=-178.81x+4985.5$	−0.0160
10時間あたり純生産	$y=-19.414x+5772.6$	−0.1214
10アールあたり純生産	$y=-0.2213x+5159.6$	−0.0466
固定資本千円あたり純生産	$y=-102.52x+5083.4$	−0.0646
就業者兼業率	$y=-3289.5x+6489.3$	−0.1633
1人あたり家計費	$y=-4.3390x+1689.8$	0.2276

前掲資料による。

考察したような農業総所得としての標準化が、予想外に広汎にわたって高齢者農家にも展開しているからにほかならない。とはいえ、経営耕地規模別には世帯員一人あたりの家計消費水準ほど均衡化していないが、いずれの均衡化にせよ、すでに立ち入って考察したとおり実質的には不均衡化を含む、いわば偽装均衡[9]としての標準化でしかない。さらに土地などの資産を考慮すれば、実質的な不均衡はより拡大するだろう。しかし、今後の農政をはじめ年金などの生活保障・雇用政策などの公共政策や農家自体の自律的行動は、こうした資産や主体的な意識状況まで含めた、ある種の偽装均衡にその目標が置かれるべきだろう。また本稿は高齢者が農業従事している農家の経済分析に止まったが、とくに農家に多い六五歳以上などの不就業の高齢者を扶養する農家についても、こうした視角からの社会・経済分析が望まれるのである。

(9) この概念とそれにもとづく実証研究については、さしあたり拙著『就業構造と農村過剰人口』第五章をみよ。